

令和8年 第1回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和8年3月4日 開会

令和8年3月18日 閉会

美 深 町 議 会

令和 8 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号（令和 8 年 3 月 4 日）

◎議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 2 1 号乃至議案第 2 6 号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）
- 第 6 予算特別委員会の設置
- 第 7 議案第 4 号乃至議案第 7 号の提案説明
- 第 8 議案第 8 号の提案説明
- 第 9 議案第 9 号の提案説明
- 第 1 0 議案第 1 0 号の提案説明
- 第 1 1 議案第 1 1 号の提案説明
- 第 1 2 議案第 1 2 号の提案説明
- 第 1 3 議案第 1 3 号の提案説明
- 第 1 4 議案第 1 4 号の提案説明
- 第 1 5 議案第 1 5 号の提案説明
- 第 1 6 議案第 1 6 号の提案説明
- 第 1 7 議案第 1 7 号の提案説明
- 第 1 8 議案第 1 8 号の提案説明
- 第 1 9 議案第 1 9 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第 2 0 議案第 2 0 号 損害賠償の額の決定について
- 第 2 1 報告第 1 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 2 2 報告第 2 号 委員会報告 次期議会構成等についての調査に関する中間報告
- 第 2 3 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番 木下 悠君	2番 望月 清貴君
3番 中瀬 亮太君	4番 名取 明美君
5番 欠 員	6番 田中 真奈美君
7番 小口 英治君	8番 藤原 芳幸君
9番 和田 健君	10番 荒川 賢一君
11番 南 和博君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草野 孝治君	副町長 川端 秀司君
総務課長 中江 勝規君	企画商工観光課長 小野 勇二君
住民生活課長 桜木 健一君	保健福祉課長 小林 一仙君
農務課長 内山 徹君	建設水道課長 中林 秀文君
会計管理者 中村 稔君	保健福祉グループ上席主幹 和田 政則君
総務グループ主幹 青木 吉信君	企画グループ主幹 渡辺 善美君
経済産業グループ主幹 前田 直久君	生活環境グループ主幹 川端 健君
税務グループ主幹 中野 浩史君	農業グループ主幹 加藤 保昭君
建設林務グループ主幹 田畑 尚寛君	水道住宅グループ主幹 町屋 英雄君

◎教育委員会

教育長 杉本 力君	教育次長 大堀 裕康君
教育グループ主幹 元岡 友之君	教育グループ主幹 前田 貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤本 博君	事務局長 内山 徹君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 渡邊 幸一君	事務局長 竹田 哲君
---------------	------------

◎議会事務局

事務局 長 竹 田 哲 君 事務局 副主幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので令和8年第1回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において8番 藤原議員、9番 和田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から18日までの15日間をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から18日までの15日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動等につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書ほか、1件は議会側議案に写しを添付しています。代表監査委員から令和7年度後期定期監査報告、令和7年度後期財政援助団体等監査報告は議会側議案に写しを添付しています。次に本定例会の議案について申し上げます。長側提出のものは新年度予算6件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、過疎地域市町村計画1件、指定管理者の指定2件、預託金及び融資限度額1件、損害賠償の額の決定1件、補正予算4件の合計23件です。議会側提出のものは委員会報告3件です。次に説明委員については一覧表を配布しています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。行政報告といたしまして、2月10日発生の職員の死亡事故について。美深エアフォース所属選手の冬季オリンピックの出場についての2点についてご報告申し上げます。まず1点目、この度教育委員会の職員が公務中に死亡するという誠に痛ましい事故が発生いたしましたのでご報告を申し上げます。今回の事故につきましては、2月10日、教育委員会職員2名で仁宇布小中学校の空き教員住宅の屋根、雪下ろし作業を行う際に起きたものであります。事故の状況としましては、雪下ろし作業を行おうとした職員1名が屋根に上がり、移動しているところでバランスを崩し、約4mの高さの屋根から転落いたしました。この時、近くで別の作業を行っていた職員が転落に気づき、転倒している職員を確認した時にはすでに意識がない状態であり、救急車で病院に搬送されるも回復することなく医師から死亡が告げられました。作業に際しては複数名での実施、ヘルメットの着用、安全ベルトの装着、命綱の準備など十分な安全対策をとった上で作業に臨んだことを確認しているところでありますが、命綱を固定する前であったこと、転落場所がほぼ雪のない状態であったことから死亡事故に至る事態となった次第です。亡くなられた職員のご尽力に深く敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族に対しましても衷心よりお悔やみを申し上げます。本町としましては、本件を重く受け止めまして、改めて作業手順や安全対策の点検・確認を行い、再発防止と安全確保の徹底に努めて参ります。なお、葬儀につきましては、公務中の事故でありましたので2月14・15日、役場葬として営んだところでございます。延べ410人の方にご参列をいただきました。葬儀に掛かった費用、約191万円は予備費から充用させていただきましたので、合わせてご報告させていただきます。次に2点目、地元エアリアルチーム美深エアフォース所属選手の冬季オリンピック出場についてご報告申し上げます。2月にイタリアで開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピックに美深エアフォース所属出身の五十嵐晴冬選手、妹の五十嵐瑠奈選手が日本代表として初出場を果たしました。フリースタイル競技エアリアル種目は平成17年に美深町エアリアルプロジェクト委員会を発足して以降、ナショナルチームの合宿受入れやFIS公認エアリアルコースの造成、全日本大会の開催など美深町からオリンピック選手を合言葉に、ハード・ソフト両面において関係各位にご尽力をいただきながらまちぐるみで取り組んで参り

ました。美深町からオリンピック選手の夢を叶えてくれた五十嵐兄弟が世界最高峰のステージに立てたことは地域の誇りであり、多くの町民に夢と感動を与えてくれるものであります。2人には心から感謝するとともに今後の更なるご活躍を期待するものであります。現在、エアリアルの競技人口は決して多くはありませんが、美深町から誕生した初のオリンピック選手に憧れ、エアリアルに興味を持つ子どもたちが増え、新たに世界に羽ばたく選手が育っていく事を期待し、今後も取り組みを継続していく所存でございます。以上2点申し上げ行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 2月10日の職員の死亡事故に関してですが、今、報告があったのですが、考え方をお聞きするのですけれども、含んでいる部分もあると理解していますけれども、再発防止に向けた具体的な取り組み、方針を今一度お聞かせください。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 今回の事故については本当に残念な事故でございまして、美深町としても二度と起こさないような形で、今後、進めていきたいという中で、今後の取り組みという具体的な再発防止ということなのですけれども、基本的には施設を持っている部署については、やはりその施設の管理、それから現場を持っている部署についても現場作業という中では、どうしても危険を伴う作業がございます。そういった部分については、作業にあたる職員一人一人改めて意識を持ってもらうしかないところがございますけれども、そういった部分では事前の準備だとか作業の手順の再確認、そういったものをしっかり行っていただいて、また、それぞれの手順、こういったものをしっかり事前に準備をしながらやっていくように各部署徹底するように改めて注意喚起を行っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんね。なければ以上で行政報告済みといたします。

◎日程第5 議案第21号乃至議案第26号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第21号 令和8年度美深町一般会計予算乃至議案第26号 令和8年度美深町下水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際、令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針について町長並びに教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和8年度第1回定例会開会にあたり町政執行方針を申し上げます。町政運営を担わせていただいてから早いもので3年が過ぎようとしております。この間、「まちづくり懇談会」や各自治会のイベントなど広く町民の皆様からの声を聞き、さらには町議会からも政策提言をいただきながら美深町が抱える諸課題の解決に向けて各種施策に取り組んで参りました。引き続き限られた資源を最大限有効に活用して「住み続けたい」と思ってもらえる美深町を目指して取り組む所存でございます。さて、昨年を振り返りますと世界においては「アメリカ第一主義」を掲げるトランプ大統領の関税政策や安全保障政策、中国による日本への渡航自粛や経済的威圧、長期化するロシアのウクライナ侵攻、そして緊迫する中東情勢など、経済や社会への不安定要素が消えることはなく、その動向は世界中の人々の生活に大きな影響を及ぼしております。日本国内では、戦後80年の節目にあたる年であり、夏の記録的な高温や少雨などの異常気象、米価格の高騰、相次ぐクマ被害などがあった一方、未来社会をテーマとした大阪・関西万博の開催や初の女性内閣総理大臣の誕生など新たな社会への展望が見えた年でもありました。美深町内においては国鉄美幸線廃止、40周年の節目の年を迎え、記念フェスタや博物館特別展が開催されたほか、懸案事項でありました町民体育館の改修工事に着手することができ、令和9年2月の完成へ向け順調に工事が進んでおります。また日本人選手が大活躍したミラノ・コルティナ冬季オリンピックのエアリアル種目に地元エアリアルチーム所属・出身の選手2人が日本代表として初出場を果たし、世界最高峰のステージに立ったことは地域の誇りであり、多くの町民に夢と感動を与えてくれました。今、全国の自治体では少子高齢化や人口減少が進む中、地域の担い手の確保、医療福祉や公共交通の維持など、数多くの困難な課題を抱えておりますが、持続可能なまちづくりを目指し、地域の特性を最大限に生かした取り組みを推進しております。美深町においても町民の皆様、議会議員各位の知恵とご協力をいただきながら第6次美深町総合計画「未来へ続く 笑顔溢れるまち 美深」の実現に向け、取り組みを着実に推進して参ります。令和8年度は第6次美深町総合計画の後期計画がスタートする年になります。大型事業の実施に伴い、支出が増大することから予算編成においては財政の確保と効果的な事業の実施について各部署と十分に議論を重ねて参りました。令和8年度予算の歳入については町民税では個人所得の増加基調を見込み、固定資産税では償却資産の経年に伴う減価償却の減少を勘案し、全体で前年度対比0.5%の増を見込んでおります。また、地方交付税は人件費の上昇や物価高騰などの影響を加味し、前年度対比3.3%の増を見込んでおります。歳出については、物価高騰と人件費の上昇が経常経費を押し上げる一方で一般廃棄物中間処理施設の建設や町民体育館の改修、

特別養護老人ホームの移転改築といった複数の大型事業の実施により多額の財源が必要な状況となっております。こうした厳しい財政運営が求められる中であっても住民が必要とする行政サービスを維持しながら安全・安心なまち、誰もが安心して笑顔で快適に暮らすことができる「優しいまち」を目指して全力で取り組んで参ります。各会計の予算額につきましては、一般会計は前年度対比120%の72億8,900万円で、12億1,600万円の増。国民健康保険特別会計は前年度対比97.8%の5億5,510万円で1,250万円の減。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比109.1%の1億70万円で840万円の増。介護保険特別会計は、前年度対比101.5%の6億1,190万円で880万円の増。簡易水道事業会計は前年度対比85%の2億3,495万円8千円で、4,135万7千円の減。下水道事業会計は前年度対比87.7%の3億4,061万8千円で4,755万6千円の減、6会計の当初予算総額は91億3,227万6千円となり令和7年度当初予算と対比して14.1%の増となりました。以下、第6次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って町政執行の考え方を説明いたします。はじめに1人と自然が調和する快適で安全なまち。環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成とゼロカーボンの推進に取り組んで参ります。有害鳥獣対策については近年捕獲頭数が増えているヒグマ、エゾシカ、アライグマ等の被害防止のため鳥獣被害対策実施隊と連携した取り組みを実施するとともにカラス対策としてカラス捕獲用箱罠を新たに整備いたします。また、電気柵整備事業やアライグマ捕獲用トラップ購入支援事業を継続し農作物被害を防止するとともに駆除従事者の育成を支援いたします。ごみ処理関係については天然資源の枯渇や廃棄物の増加を食い止め、ごみの減量・減容化を進めるため「3R(リデュース、リユース、リサイクル)」運動を引き続き推進して参ります。また、名寄地区衛生施設事務組合が実施する次期一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」の建設については、令和9年度の共用開始に向けて構成市町村と連携して推進するとともに、分別区分や手数料の変更など適切に情報を周知して参ります。空き家対策についてはセミナーの開催等を通じて空き家を発生させないための意識づくりと知識の向上を図るとともに、再利用や解体への支援を継続して実施して参ります。また、危険家屋対策として国の補助事業を活用した建物除去事業を進めるため計画の策定や協議会の設置などを進めて参ります。簡易水道事業会計について申し上げます。簡易水道事業については、令和8年度は中央簡易水道配水管更新工事及び実施設計業務のほか、更新期限を迎える量水器の取替工事、計画的な消火栓の更新工事などを実施します。以上により、支出予算額合計2億3,495万8千円となります。給水戸数の減少や離農などにより給水収益は減少傾向となっておりますが、経

常経費の節減と施設の保守管理に努め安定した水の供給に努めて参ります。下水道事業会計について申し上げます。下水道事業については令和8年度も引き続きストックマネジメント計画に基づく浄水管理センター内の機械設備などの改修工事を実施します。以上により、支出予算額合計3億4,061万8円となります。経常経費の節減に努めるとともに公共下水道施設、個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の維持に努めて参ります。道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は住民の生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤です。町道については、円滑な交通と安全性の向上を図るため、橋りょう長寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、北4丁目道路を含む4路線の道路施設整備を実施いたします。除排雪につきましては、民間委託を継続し冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図ります。また、除雪体制を万全に維持するため、経年劣化が進んでいる除雪トラックを更新いたします。公共交通機関は高齢者や学生などにとっては生活に必要な移動手段であることから仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバス、デマンド型乗合タクシーが安定的に運行できるよう交通体制の確保に努めて参ります。JR宗谷本線の維持に関する課題については、引き続き宗谷本線活性化推進協議会や上川地方総合開発期成会などの関係団体や沿線自治体と連携しながら鉄道路線の維持に向けた取り組みを展開して参ります。住宅の整備について申し上げます。住宅の整備につきましては、長寿命化計画に基づく新ひまわり団地公営住宅改修工事を実施するほか、適正な維持管理を継続し安全・安心な住環境の維持に努めて参ります。土地の有効利用について申し上げます。土地の有効利用については自然環境と調和した街並みの保全、公園や緑地・街路樹の適切な維持管理に努め、快適で機能性の高い市街地環境を推進して参ります。また、新たにふれあい公園に木製遊具を設置し、子どもたちの遊び場や世代を超えた交流による地域コミュニティの活性化を図るとともに、ふれあい公園のトイレを改修し、来園者の快適性と利便性が向上するよう都市公園機能の充実を推進して参ります。消防体制の充実について申し上げます。住民の安全・安心の確保が最優先であることから、全国で頻発している山火事や地震などの自然災害に備えて消防・救急体制の確立に努めるとともに、消防施設や資機材の更新整備を計画的に進めて参ります。地域防災の要である消防団については装備や訓練の充実を図るとともに、防火防災の担い手を育成するため若者をはじめとした幅広い世代に入団を促し活気ある消防団を目指すとともに計画的な車両更新のため、消防団配置のポンプ車を更新いたします。火災を防ぎ大切な命や財産を守るため、住宅用火災警報器の設置更新を引き続き周知するとともに各学校や事業所等での避難訓練、イベントを通じて幼児から高齢者まで幅広い年齢層への防火啓蒙活動を展開いたします。救急業務については業務の高

度化に対応するため、病院実習の実施による容態観察と的確な応急処置能力の向上を図り、早期の病院収容による円滑な救急活動が行われるよう取り組んで参ります。防災体制の充実について申し上げます。災害時における住民の生命や財産を守るため、防災資機材や災害用備蓄品を整備するとともに、美深町地域防災計画に基づき、防災意識の高揚や防災知識の普及に努める他、各自治会の自主防災組織とも連携して住民参加型の実践的な防災訓練や避難・被害状況の早期把握、気象情報などの情報収集、災害情報の伝達など、防災体制の強化に努めて参ります。交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。住民の誰もが交通事故に遭わないよう各種交通安全集会などを通じて交通安全意識の高揚を図れるよう、関係機関と連携した取り組みを推進して参ります。また、美深町地域安全推進協議会による運転免許証返納支援事業を通じて、運転が不安な高齢者ドライバーなどの運転免許証返納のきっかけづくりに取り組んで参ります。防犯対策では近年急増する特殊詐欺などの被害者がでないよう関係機関と連携しながら広報・啓発活動を続け、意識の高揚を図って参ります。情報化の推進について申し上げます。情報基盤施設を適切に管理し、防災情報端末機や防災情報アプリを活用した災害時の情報伝達体制を確保するとともに、平常時には暮らしに役立つ様々な情報提供することで生活の質の向上と地域経済の活性化を図って参ります。各種情報を安全かつ円滑に提供するため情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報保護に努めて参ります。またデジタル化の推進については住民サービスの向上と業務の効率化を図るためのシステムの導入など効果と経費の両面から検討して参ります。消費生活対策の推進について申し上げます。近年、多様化・巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売から消費者を守るため、防災情報端末機や広報誌を活用して情報提供するとともに、広域連携により実施している消費生活相談事業の利用促進を図って参ります。続いて2、地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち、農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く情勢は経営者の高齢化や担い手の減少に加え、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化や世界的な穀物需要の増加により、飼料、肥料、燃料等の農業資材価格の高止まりや地球温暖化による食糧生産の不安定化など目まぐるしく変化しております。将来にわたって美深農業が持続的に発展できるよう、これまでの継続事業に加え、新たに南瓜輪作支援事業やフルーツトマト糖度センサー更新事業などに取り組み、個別の課題に対応した諸施策を推進して参ります。担い手の育成確保について申し上げます。担い手の育成・確保は美深農業の持続的な発展のために最も重要な課題です。新規就農希望者の受入れや農業後継者への支援、農業経営継承組織の活動に対し、引き続き国や北海道と連携した取り組みを進めて参ります。また、次世代を担う農業者を育成するため農業関係機関と連携して学習の場の提供に努めて参ります。農業後継者のパートナー対策については、農業後継

者育成推進協議会が中心となって婚活に意欲のある独身農業者への支援を推進いたします。環境保全と多様性を高める農業の推進について申し上げます。地球温暖化による気象変動が進む中、化学肥料の低減やスマート技術等の導入による環境への負荷軽減など、環境との調和と生産性の向上が求められています。土壌診断や堆肥分析に基づく土づくりをはじめ、堆肥などの有機物を活用した地域資源循環型のクリーン農業や廃プラスチック対策への支援などを継続し、安全・安心で高品質な農畜産物の生産と環境に配慮した取り組みを推進いたします。併せて、地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動にも引き続き支援して参ります。経営基盤の安定強化について申し上げます。労働力確保支援対策事業やスマート農業推進事業など不足する労働力を確保する取り組みへの支援を行い、農業生産力を維持するための体制を構築いたします。また、生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続するための支援、家畜伝染病の発生予防やまん延防止措置を講ずるための家畜防疫対策推進事業への支援のほか、農業者自らが行う排水不良な農用地の暗渠、明渠排水の改良を支援する小規模土地改良事業の補助単価について実情に合わせた見直しを図るなど、農業生産力の向上と経営の安定化を図って参ります。また、土地改良区水利権の更新事業に支援を行い、持続可能な美深農業の基盤を守ります。生産性向上と魅力ある農業の推進について申し上げます。水稻、畑作、酪農、畜産事業など総合的に支援するため、引き続き「がんばる美深農業！」支援事業を実施し、堆肥を活用した土づくりやスマート農業機器の導入、新しい生産技術や作物の導入など意欲ある取り組みへの支援、園芸作物推進のためのビニールハウス導入、有害鳥獣による農作物被害防止のための電気牧柵の設置、人材派遣事業者の活用や南瓜収穫にかかる労働力確保支援などに取り組んで参ります。また、近年増加傾向にある南瓜の連作障害等を回避するため土地利用型作物の輪作を支援する南瓜輪作支援事業を新たに実施いたします。水稻・畑作については、環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援するとともに、経営所得安定対策についても引き続き実施いたします。酪農・畜産については、酪農ヘルパー事業や家畜暑熱対策への支援を継続するとともに、草地畜産基盤整備事業を活用して、良質な粗飼料の確保と自給率向上を図ります。農業振興センターにおいては効果的な土づくり、新たな作物や生産技術の導入、6次産業化の支援を進めるとともに各種農業情報や技術情報を適宜提供できるよう農業関係機関と連携して取り組みを推進して参ります。農用地の有効利用について申し上げます。農業者の高齢化や担い手の減少により耕作放棄地の発生が懸念されていることから農地の集約化は喫緊の課題となっております。効率的な土地利用を図るため、これまでどおり農用地利用改善団体による話し合いのもと農地中間管理機構への利用権設定等を促し、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努めて参ります。林業の

振興について申し上げます。林業の振興については、民有林活性化推進事業による支援を柱とした持続的な林産業振興と担い手対策の取り組みを推進して参ります。森林づくりでは美深町森林整備計画に基づいて森林の持つ多面的機能である洪水・土砂流出防止など公益的機能の発揮を目指します。併せて、株式会社SUBARUとの「美深町内の森林保全活動等の具体化に関する基本協定」や、株式会社コーサーと締結した「DECORTE森林づくり活動協定」に基づく持続的な森林整備の取り組みも進めて参ります。森林認証を取得した町有林においては森林管理に欠かせない作業路保全や野そ駆除を行い認証材の品質向上と利用促進を図り、脱炭素に貢献する森林づくりに取り組んで参ります。商工業の振興について申し上げます。本町の商工業は、人口減少や消費行動の広域化さらには物価上昇など様々な要因によって厳しい経営環境が続いております。近年は商工業担い手支援制度の活用によって複数の新規開業がある一方で老舗商店の相次ぐ閉店により中心市街地の空き店舗は増加傾向にあります。美深町商工会と連携を図りながら商工業者の経営安定化を図るとともに、新規開業や事業承継を推進するための国の制度や商工業担い手支援制度の活用、商工会事業への支援や中小企業への資金調達支援、人材確保・育成を推進して参ります。さらに快適な住まいづくりと商工業振興事業においては、魅力ある店舗づくりを支援し住宅の新築・改修・解体に対する支援を通じて建設業の振興と地域経済の活性化を図って参ります。また、北洋銀行美深支店跡地を公共駐車場として整備し、周辺商店街への利便性向上や集客力の向上を図るとともに、路上駐車防止による交通安全対策を図って参ります。観光の振興について申し上げます。観光振興に関しては、引き続き観光協会を中心に地域の特性を活かした観光商品づくりを推進し、観光施設の適正な維持管理による観光資源の活用、広域での取り組みによる魅力ある観光を推進して参ります。40回目の節目となる夏秋のふるさとまつり事業をはじめとする観光協会の各種イベントに対しての事業運営に必要な支援を行って参ります。びふかアイランドについては、施設・設備の老朽化による維持・補修費用の増加に加え運営する株式会社美深振興公社の人手不足も顕在化していることから、国の地域活性化起業人制度など活用して経営規模の見直しに関する議論を深め経営改善に向けた取り組みを進めて参ります。仁宇布地区における体験型観光「トロッコ王国美深」や白樺樹液春まつりをはじめ、天塩川カヌーツーリング大会など地域資源を活かした取り組みにも必要な支援を継続して参ります。さらに総合アウトドアメーカーの株式会社モンベルが展開する「モンベルフレンドタウン」への登録を進め、モンベルのブランド力を活用して関係人口や交流人口の増加、地域商店街の活性化、地域の魅力発信を図って参ります。新たな産業の振興について申し上げます。チョウザメ事業については、北海道大学や水産試験場との連携による美深での飼育試験や研究が進んだこと

から飼育環境の改善と飼育技術の向上が図られ魚肉・キャビアの生産・販売はともに順調に推移しております。しかしながら現時点では運営費を賄うまでの収入には至っていないため、今後のチョウザメ事業の方向性を明確にし取り組むべく事項を慎重に精査していく必要があります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。就労対策については小規模事業者が新たに雇用を行う際の経費や研修費用を支援し雇用の促進を図って参ります。また、海外人材の受入れ支援を継続し事業経営に必要な人材の確保と育成を目指して参ります。さらに求職者の就職活動を支援するため職業訓練や資格取得に対する費用助成も行うとともに事業所の共済制度への加入促進を支援し労働者の福祉向上を推進して参ります。次に3、次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち。教育の振興について申し上げます。次代を担う未来ある美深の子どもたちが生涯にわたって主体的に学び続け自らの人生を舵取りする力を身につけることの重要性が増しているため、家庭、学校、地域が一体となり美深の子どもを育むとともに美深の町民一人ひとりが芸術・文化やスポーツに親しみ、心豊かで健やかな生活が送られるよう各世代における学びの場の確保を図り教育行政の推進に努めて参ります。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児一人ひとりの特性に応じた質の高い教育保育を推進して参ります。幼児センターでは保護者の就労形態に対応した保育サービスの提供を行うとともに、こどもまんなか社会の実現のため「こども誰でも通園制度」を実施して参ります。学校教育では、「知・徳・体」のバランスのとれた教育を展開し子どもたちの個性や確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育み、ふるさとを想う心、予測困難な社会を生き抜く力を育てる教育活動を推進して参ります。また、学校をはじめとする教育財産の整備修繕を計画的に行うとともに子どもたちが安全・安心に学習活動を行えるよう必要な教具、教材の整備を行い、教育環境の充実にも努めて参ります。本町が取り進めている特色ある教育として「仁宇布小中学校山村留学」、「英語教育」を推進するとともに、地元の道立高校の魅力ある学校づくりを「美深高等学校教育振興協議会」、「美深高等養護学校協力会」への支援をとおして行って参ります。教育現場における子育て支援については、幼児センターに子育て支援室を設け、相談支援や未就園児への遊びの場の提供を行い、放課後対策では放課後児童クラブや子ども教室での居場所づくりに努めて参ります。子どもたちのスポーツ・文化活動については、「子どもスポーツ文化未来基金」による活動の支援を行います。また、幼児センターや学校における給食費の保護者負担軽減にも継続して取り組んで参ります。社会教育と芸術文化活動の推進では多様な学習機会の場の提供と充実にも努めるとともに町民の主体的な生涯学習活動の推進を図るため、優れた芸術文化に触れる機会の提供や文化団体・サークル活動への支援を行って参ります。また、生涯学習活動の拠点である「文化会館COM100」

については、町民が安心して利用できるよう去年実施した「総合診断業務」の結果に基づき、計画的な整備修繕を進めて参ります。スポーツ活動の推進では、関係各団体と連携、協力して、各種大会や合宿誘致に取り組むなど「スポーツによるまちづくり」の推進に努めるとともに、国内唯一のF I S（国際スキー連盟）公認エアリアルコースで開催される大会への支援も継続して参ります。スポーツ活動の拠点として町内外の皆様にご利用いただいている町民体育館の老朽化に伴う耐震化とアスベスト除去を主体とした「町民体育館改修工事」は令和9年2月の完成に向け取り組んで参ります。これまでご利用いただいている皆様には、今しばらくご不便をおかけしますが、工事期間中の代替施設の確保を含めて対応して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、利用者が安心して利用できるよう、体育施設の維持管理に努めるとともに、計画的に取り組んでいる「スキー場」索道設備の整備修繕を計画的に取り組んで参ります。次に4、健やかに安心して暮らせるまち、健康づくり・医療の充実について申し上げます。町民が健康で安心して生活できるよう、健康診断、がん検診、予防接種等を継続するとともに、各団体と連携を図り、健康づくり講演会、ヘルスアップ教室、出前講座等の健康講話を実施し、保健・予防活動の充実に努め、健康寿命の延伸を目指して参ります。各種検診は、未受診者への受診勧奨を継続して行い、受診を促します。がん検診、特に大腸がん検診後の精密検査の未受診者が多いことから、早期治療に結びつくよう、精密検査の受診勧奨に重点をおき、重症化予防につなげて参ります。感染症対策では各種予防接種の助成を継続するとともに、新たに定期接種となった妊婦を対象とするRSワクチンの補助を実施し、感染症の発症と重症化の予防に努めて参ります。美深厚生病院は、救急医療、入院治療のほか、特定健診などの予防活動や予防接種業務を担う町内唯一の医療機関であることから、施設設備や医療機器の更新にかかる費用を支援し、医療の充実に努めて参ります。子育て支援の充実について申し上げます。子どもたちはまちの宝であり、みんなで支え・育てる支援をするため、こども家庭センターを拠点として、安心して子どもを産み育てられる支援体制を整え、妊婦から出産・育児まで切れ目のない支援を実施いたします。少子化対策、子育て支援のための新たな事業として、若年層の早期結婚と新生活のスタートを後押しするための「家族はびはび応援事業」、子育て世帯を経済的に支援するための「すくすく子育て紙おむつ等購入助成事業」を実施します。また、「不妊治療費助成事業」では、病院への交通費助成を拡充し、妊婦のための支援給付金では、子育て期給付の上乗せ給付を新たに行い、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援に取り組みます。乳幼児やひとり親家庭等における医療費助成では、高校生世代までの医療費無償化を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。高齢者支援の充実について申し上げます。高齢者が住み慣れたまちで安

心して暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・生活支援を一体的かつ切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、関係機関や地域と連携した決め細かな支援体制の構築を進めて参ります。また、高齢者一人ひとりが心身ともに健康を維持し生きがいをもって日常生活が送れるよう、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指してフレイル予防の取り組みを積極的に推進するとともに社会参加や外出支援、生きがいづくりの取り組みへの支援を継続いたします。高齢者が安全で安心して生活できる住環境の確保が極めて重要であることから、令和8年度から2カ年をかけて特別養護老人ホームの移転改築を進めるとともに、老朽化が進むケアハウスへの整備支援などを進めます。本年度は、高齢者保健福祉計画の見直しの年であることから、向こう3年間の計画策定に取り組んで参ります。障がい者支援の充実について申し上げます。障害の重度化・高齢化の振興が進む中、障がい者を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、地域で安心して暮らし続けられるための支援体制の構築や誰もが互いに尊重しながら生活する共生社会の実現が強く求められております。障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心かつ自立した生活を送るためには、相談支援体制や障害福祉サービスの安定的な提供が必要であることから、関係機関と連携して切れ目のない支援体制を構築するとともに虐待防止や権利擁護の取り組みを進めて参ります。本年度は、障がい者福祉計画の見直しの年であり、向こう3年間の計画策定に取り組んで参ります。地域福祉の充実、少子高齢化や人口減少、世帯構成の多様化が進み地域における支え合いの重要性は一層高まっております。関係機関と連携して見守り活動や支え合い活動に取り組むとともに、複雑化・複合化する課題に対しても適切な支援ができるよう体制づくりを進めて参ります。社会保障の充実について申し上げます。社会保障制度は町民の生活を支え安心して暮らすための重要な基盤であります。国や道の制度改正や社会情勢の変化を的確に捉えながら医療保険、介護保険、国民年金や生活保護制度の周知、啓発、相談に努め必要な支援が適切に受けられるよう取り組みを進めて参ります。国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計は、被保険者数、世帯数ともに減少を見込んでいることから医療費・高額療養費についても減少し、前年度対比2.2%減の予算を計上しております。医療費の抑制に向けて特定健診及び特定保健指導の推進による生活習慣の改善、疾病の早期発見・早期治療を促進し、引き続き安定した制度として持続できるよう財政運営責任主体である北海道と連携して事業の推進に努めてまいります。後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。後期高齢者医療保険特別会計は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収や納付等に係る費用として前年度対比9.1%増の予算を計上しております。引き続き保険料の完納と充実した窓口サービスの提供に努めて参ります。介護保険特別会

計について申し上げます。介護保険特別会計は第9期介護保険事業計画の最終年となります。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制を確保するため、介護給付の適正化と持続可能な介護保険財政の運営に努めて参ります。第10期介護保険事業計画の策定にあたっては、団塊の世代が85歳以上となる2035年を見据えた将来需要の精査と住民ニーズの把握に注視し、持続可能で安心感のある介護サービスを提供するための体制づくりと適正な保険料水準の両立を図り、誰もが住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けられるよう取り進めて参ります。最後に5、みんなで作る自立したまち。住民参画のまちづくりの推進について申し上げます。まちづくりの推進に向けて町民や企業、団体などと協働して行う地域活動を基本にまちの魅力を一緒に創り上げる共創の取り組みを推進して参ります。また町民と町職員がともに企画し研修する「まちづくり自主研修事業」を実施し、町民が自らのまちの将来を考え、町民と行政が一体となってまちづくりを推進する住民参画のまちづくりを目指します。地域づくりを進めるためには自治会活動の推進が不可欠です。地域活動の拠点となるコミュニティセンターを維持し、住民の地域活動への積極的な参加を促すことで地域活動をさらに推進して参ります。地域担当員が地域の現状を把握し、活動支援に努めるとともに、自治会の地域計画に基づく活動を支援する「がんばる自治会応援事業」を実施し、安全・安心な地域づくりと活性化を図って参ります。職場や地域など、あらゆる分野において性別に関係なく、個々の意欲に応じて活躍できる社会の実現を目指し、男女共同参画に関する継続的な啓発活動を推進して参ります。情報発信については、毎月発行する町広報誌や防災情報端末機、ホームページ、SNSなどを有効に活用します。地域の課題解決や住民ニーズに応じた施策を実施するため、まちづくり推進町民会議やまちづくり未来トークの開催、様々な地域の集まりを通じて町民からの意見を広く聴く広聴活動を積極的に推進して参ります。関係人口の創出について申し上げます。移住定住推進のため、移住フェアやSNSでの情報発信、移住体験住宅貸付事業を継続いたします。移住住宅に関しては、1棟にWi-Fi環境を整備し、利用者の利便性向上を図り移住体験者の増加を目指します。また、移住者への住宅改修支援も引き続き行って参ります。地域おこし協力隊については、地域協力活動や定住に対する支援を継続するとともに、増員に向けて募集内容や方法の工夫を行い地域の活性化を目指します。さらに北海道大学との連携協定に基づき、美深町での学生実習受入れを継続し、繋がり強化を図って参ります。姉妹町である福岡県添田町との交流事業では、本年度は訪問年であることから地域の特性や文化を学ぶ貴重な機会であるとともに、「はちみつゆずエール」といったコラボ商品の新たな開発に繋がるよう相互の理解を深める交流事業を進めて参ります。株式会社SUBARUや群馬県太田市とはこれまで築いてきた文化

的・経済的な交流を大切にしながら継続的な取り組みを推進して参ります。美深ふるさと会と連携を図りながら美深町の大応援団である東京美深会・札幌美深会との交流事業を継続して参ります。行政経営の充実について申し上げます。本町の財政は人口減少や高齢化によって町税などの財源の大きな伸びが期待できない一方で、人件費の上昇や物価の高騰により経常経費が増加し、さらには一般廃棄物中間処理施設建設、特別養護老人ホームの移転改築、町民体育館の改修工事など大型事業の支出が続く厳しい状況にあります。限られた財源で最大の効果が得られるよう行政改革や行政評価に基づく確かな行政サービスの提供に努めるとともに、近隣自治体との広域連携などを進めながら行財政の健全な運営に努めて参ります。自主財源の根幹となる町税については適正かつ公正な課税に取り組むとともに上川広域滞納整理機構との連携により収納率の向上に努めて参ります。ふるさと寄附金事業については、個人からのふるさと納税や企業版ふるさと納税を通じて全国の方々に美深町に関心を持っていただけるようPRするとともに、全国の方々に美深町の魅力ある特産品を返礼品として提供できるよう町内事業者や中間管理事業者と連携しながら事業展開をして参ります。公共施設については老朽化が進んでいることから、計画的な整備に努めるとともに、維持経費の縮減、使用燃料の節減によるCO₂の排出抑制など、環境負荷の軽減対策についても進めて参ります。OAシステムについては、ネットワーク環境や各種システムを維持するとともに、セキュリティ対策の強化など安定的かつ効率的に運用できるよう適切な管理運営に努めて参ります。組織の維持・発展に不可欠な職員の育成については、新規職員の採用による人員の確保に努めるとともに、定期定年人事異動や職場内外での研修の充実により個々の能力の底上げ図り、組織の活性化に努めて参ります。以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和8年度の町政執行方針と致します。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 令和8年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。令和8年第1回定例会の開会にあたり、町民の皆様並びに町議会の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。人口減少、少子高齢化の進行、混迷度を増すグローバル情勢、気候変動に伴う自然災害の激甚化、生成AIなどデジタル技術の発展といった大きな変化の中で今まで以上に予測困難な状況が続いています。このように激しく変化する社会の中、国の教育施策は教育振興基本計画に基づき「令和の日本型教育」の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現としています。次代を担う美深の子どもたちが自らの夢と未来を切り拓くための「生きる力」と「ふるさとを想う心」、「人を思いやる心」を大切に育む教育の充実に取り組んで参ります。人生100

年時代の到来を見据え、町民一人ひとりが心豊かに、健やかに潤いのある生活を送ることができるよう、「次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち」を基本目標とする第6次美深町総合計画の幼児教育から学校教育、社会教育、芸術・文化、スポーツの5つの分野にわたる教育施策を着実に推進して参ります。はじめに幼児教育の充実について申し上げます。幼児期は生涯にわたる人格形成、義務教育とその後の教育の基礎が培われる重要な時期です。幼児センターでは、「心も体もたくましい子ども」を教育保育目標として、体験活動や集団活動をとおして、育みたい資質・能力を育成するとともに、幼児一人ひとりの特性に応じた、質の高い教育と保育の推進に努めて参ります。また、小学校へ円滑な架け橋ができるように、幼児と児童の交流の推進に努め、教職員間の連携にも取り組んで参ります。幼児センターでは、「預かり保育」「一時保育」「時間外保育」を継続し、未就園児や子育て世代の交流の場を確保するため「子育て支援室」や「遊びの広場」を開設するとともに、「こどもまんなか社会」の実現を図るため、「こども誰でも通園制度」にも取り組んで参ります。その他、子どもたちが安心して屋内外で遊ぶことができるように幼児センターの適切な維持管理と環境整備に務めてまいります。続きまして学校教育の充実について申し上げます。1つ目として義務教育でございます。義務教育については、学校教育目標である「知・徳・体」を基本にふるさとを思い、未来に夢と希望を持ち、予測困難な時代を生き抜き、たくましい成長できるよう、国が目指す「令和の日本型教育」の構築を目指す学習指導要領による「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に基づき、「何を学ぶか」だけではなく、「何ができるようになるか」を明確化するとともに、「主体的・対話的で深い学び」を目指す教育活動を着実に推進します。また、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じ、保護者や地域からの声を教育活動に活かした取り組みと地域資源の活用などにより、ふるさと美深への愛着と誇りを持ち、社会に貢献できる次代を担う人材の育成に努めて参ります。急速に進展するデジタル社会の到来に対応するため、国が教育のICT化に向けて推進している「GIGAスクール構想」で整備を進め、昨年更新を行った「タブレット端末」は令和時代における学校の「スタンダード」として、鉛筆やノートと並ぶ学習教材となりつつあります。この「タブレット端末」による学習では「デジタルかリアルか」、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け一体的な充実を図って参ります。このようにデジタル化に対応をした教育を推進するために教職員の研修を進めるとともに、SNS普及時代に適切に情報活用ができるよう「情報リテラシー教育」を行い、児童・生徒のトラブルの未然防止に努めて参ります。ま

た、教職員の働き方改革を進めるため、デジタル機器等の活用による学校事務の省力化を図って参ります。いじめや不登校への対応については、いじめの積極的な認知と組織的な対応、不登校児童生徒への初期段階からの組織的・計画的な支援に努めるほか、学校における情報共有の徹底と保護者や関係機関との連携を図り、未然防止、早期対応に取り組んで参ります。その他、北海道教育委員会の協力を得て「スクールカウンセラー」を各小中学校の要望に応じた派遣を行い、こども相談センターなどの相談窓口に関する情報の提供に努めて参ります。山村留学や英語教育をはじめとする特色ある教育活動と魅力ある学校づくりを推進するため、「幼・小中高養護学校合同教育懇談会」を定期的に開催し、幼児センターから高校まで校種の枠を超えて連携し、「美深の子どもたち」の教育の推進を図って参ります。特別な教育的支援を必要とする子どもたちについては、障がいの状況に応じた就学活動が行えるよう、特別支援員を配置し支援を行って参ります。学校給食は「安全第一」を基本に、「美味しい給食」の提供と地元産の食材を利用した「ふるさと給食」を通じて、食育の推進に取り組むとともに、給食費の保護者負担の軽減を継続して参りますが、世界的情勢の不安等による食材料費の高騰の高止まりに対応した学校給食費の改定を行いますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。なお、国が進める「学校給食費の抜本的な負担軽減」による小学校の給食費の実質無償化にも取り組んで参りますので、合わせてご理解とご協力をお願いいたします。教育環境の整備については、子どもたちが安心・安全に学べる教育環境の充実と、教育活動に必要な教具・教材の配備に努めて参ります。その他、学校教育施設や教員住宅の適切な維持管理、計画的な修繕による環境整備を行って参ります。続きまして、高等学校教育について述べさせていただきます。美深高等学校は、小規模校の特性を活かし、生徒が目指す進路に向けた教職員の手厚い学習サポートが行われており、通信講座や模擬試験をはじめとする学習環境の充実、キャリア育成のための資格取得に対する支援を行うなど、魅力ある学校づくりを教職員と生徒が一体となって取り組みを進め成果を上げております。このような取り組みを地域で支えていく必要があるため、「美深高等学校教育振興協議会」を通じた魅力ある学校づくりに対する支援と、未来へ羽ばたく生徒の大学等へ進学を応援する「美深高等学校卒業生奨学金制度」による支援を継続して参ります。美深高等養護学校については、道北地域の特別支援教育の中心的な学校で美深町はもとより、この地域に欠かせない大切な学校です。生徒と地域の繋がりがや寮生活による生活面の学習や交流などの優れた面を広めるなど、生徒の社会的自立に向けた取り組みを「美深高等養護学校協力会」をとおして町全体で支援するように取り組んで参ります。続きまして、社会教育の充実について申し上げます。社会教育の充実については、「人生100年時代」の到来の中、生涯学習の重要性を活かしており、町民の皆

様が心豊かに生きがいのある暮らしと活力あるまちづくりが推進できるよう、生涯学習活動の拠点である文化会館COM100を中心に、幼児から高齢者までの多様な学習機会の場の提供を行うとともに、文化団体やサークル活動の支援に努めて参ります。青少年の健全育成では、見守り活動や体験・交流活動の推進を図るため、青少年育成協議会と連携して取り組んで参ります。次代を担う「美深の子どもたち」が取り組んでいる、様々なスポーツ・文化活動を応援するため、「こどもスポーツ文化未来基金」によるスポーツ・芸術・文化活動について応援サポートをして参ります。子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりとして学習交流活動を推進するため、放課後健全育成事業に取り組んで参ります。続きまして、芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術・文化活動は人々の心に潤いや刺激を与え、心豊かに生きがいのある生活を送るうえで大切なものであり、地域に根差した活動の人材の育成に取り組む文化団体・サークルへの支援を行い優れた芸術・文化に触れる機会の提供や町民の生涯学習活動の成果を「文化会館COM100」を利用して披露や発表できる場の提供に努めて参ります。町内外の音楽等の関係者の方々に素晴らしい音響と評価されている「COM100文化ホール」を活用した様々な自主事業の開催や音楽をはじめとする芸術・文化活動に対する支援を行います。「文化会館COM100」は開館から30年近く経ち、施設設備の老朽化が進んでいるため、昨年度実施した設備全体の総合診断業務の結果に基づき計画的に整備修繕に取り組んで参ります。また、町民がふるさとの美深の歴史に関心を持ち、学び、後世に伝えていけるよう、まちの歴史資料の収集、保全、展示に努め、歴史や文化の伝承に取り組んで参ります。続きましてスポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動の推進では、町民一人ひとりが生涯にわたって自らの健康の保持や体力増進を図ることができるよう町民参加の各種大会の開催やスポーツ団体の支援の継続、「スポーツによるまちづくり」を推進するため、町内外のスポーツ関係団体と連携協力して各種大会の開催、スポーツ合宿の誘致等に取り組むとともに国内唯一のFIS（国際スキー連盟）公認のエアリアルコースで実施される大会や選手の育成に支援を務めて参ります。また、本町のスポーツ活動の拠点として町内外の方々にご利用いただいています「町民体育館」の老朽化に伴う課題解決を図るため、耐震化対策とアスベスト除去を主体とする「町民体育館改修工事」は令和9年2月に完成に向け、順調に工事が進んでおり、今年度は主に耐震化工事と屋根の改修を行います。あわせて近年の猛暑への対策を図るため国の交付金を活用して「アリーナ」を含めた施設全体に冷房機器を設置して参ります。これまで「町民体育館」をご利用いただいている団体、個人の皆様には今しばらくご不便をおかけしますが、工事期間中の代替施設の確保に努め対応を行っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。その他、計画的に実施している

スキー場の索道設備の補修工事を行うとともに、町民の皆様をはじめ利用者が快適にスポーツ活動を行えるよう指定管理者と委託事業者による効率的な管理運営と利用者の利便性の向上を図り、スポーツ施設の適切な維持管理と必要な修繕に努めて参ります。以上、教育行政執行方針を申し上げます。

○議長（南 和博君） 以上で、令和 8 年度各会計予算に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

◎日程第 6 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第 6 予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されています議案第 2 1 号 令和 8 年度美深町一般会計予算乃至議案第 2 6 号 令和 8 年度美深町下水道事業会計予算までの各会計予算を議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託のうえ審査することに決定したいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議案第 2 1 号乃至議案第 2 6 号の各会計予算は議長を除く 9 人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議席番号 1 番 木下君から 1 0 番 荒川君までを指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、予算特別委員会の委員は木下、望月、中瀬、名取、田中、小口、藤原、和田、荒川各議員の 9 名に決定しました。ここで暫時休憩します。議長から委員会条例第 8 条の規定により予算特別委員会を招集します。正副委員長互選及び予算審査の日程を決定するようお願いいたします。再開は概ね 1 1 時 4 5 分とします。

休憩 午前 1 1 時 2 4 分

再開 午前 1 1 時 4 0 分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を致します。休憩中に予算特別委員会が開かれ正副委員長互選並びに予算委員会の日程を決定し、その結果が

議長に報告されました。委員長に望月委員、副委員長に中瀬委員が就任しております。また予算特別委員会は3月16日、17日の2日間と決定しております。ここで暫時休憩します。再開は午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

◎日程第7 議案第4号乃至議案第7号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第7 議案第4号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）乃至議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第4号乃至議案第7号で提出しております一般会計、介護保険特別会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第4号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。まず歳出であります。今回の補正につきましては主に道路橋りょう工事の事業量減に伴う事業費の減額や入札減に伴う執行残の減額、ふるさと応援寄附金の減少に伴う経費の減額などを補正するものであります。次に歳入であります。歳出予算の補正にかかる特定財源の整理やまちづくり応援基金の減額などが主な内容となっております。また、年度中の事業完了が見込めない3事業につきまして、第2表のとおり繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。債務負担行為につきましては、第3表のとおり2件を追加し、町債につきましては第4表のとおり事業費の確定に合わせて過疎債6件の借入額の変更を行うものでございます。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ7,945万4千円を減額し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億3,379万3千円となるものであります。次に、議案第5号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、保険給付費について居宅サービス給付費や施設サービス給付費が増加したことに伴い所要の補正を行うものであります。以上によりまして介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ2,139万5千円を追加し補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億3,925万9千円となるものであります。次に議案第6号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説

明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において手数料を追加するものであります。以上によりまして収益的支出を1万9千円追加するものであります。次に議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において固定資産除却に伴う資産減耗費等を追加するものであります。以上によりまして収益的支出を138万7千円追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは、まず議案第4号についてご説明申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第4号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）。令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） 議案第5号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第5号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第6号についてご説明申し上げます。議案の方をご覧ください。議案第6号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（中林秀文君） 引き続き議案第7号をご覧ください。議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）。令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第4号乃至議案第7号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第8号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第8号 美深町過疎地域持続的発展市町村計

画についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第8号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について提案説明を申し上げます。本計画は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本町の持続的な発展を目的として策定した計画であり、計画策定によりこれまで過疎対策事業債や固定資産税課税免除への補填措置など国の特別措置を受けて参りました。現計画が令和7年度をもって終了することから、引き続き国の特別措置を受けて本町の持続的な発展を図るため新たに計画を策定しようとするものありまして、過疎法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の1ページですが、議案第8号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について。美深町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。別冊で配布しました計画書案で説明いたしますので計画書をご覧いただきたいと思います。それでは今回議案として提出いたしました令和8年度から令和12年度を計画期間とします。美深町過疎地域持続的発展市町村計画について説明させていただきます。この市町村計画については、令和3年に制定され令和13年3月までの10年間に限り施行されている過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法。通称過疎法と言われる法律に基づいて策定されております。この現在の市町村計画は令和8年3月31日をもって5年間の計画期間を終了しますので、これに続く令和8年4月から令和13年3月31日までの5年間の計画を新たに策定しようとするものでございます。市町村計画の内容は第6次美深町総合計画を踏まえまして、現在の計画を踏襲しつつ状況変化に応じた新規事業の追加や修正を行っていますが、大幅な見直しにはなってございません。また、策定にあたりましては、北海道が策定しております北海道過疎地域持続的発展方針との整合性を確保するため、北海道とも協議しながら進めてきたところでございます。細かな点では期間の変更だとか文言整理、人口や統計的な数字などを新しい情報に更新整理しておりますが、そのような部分は割愛して説明させていただきたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。なお、変更したところにはアンダーラインを引いて分かりやすくしておりますので、説明を割愛した部分も後ほどご覧いただければと思います。それでは主要な変更点を抽出して説明させていただきます。まず5ページになります。②の施設整備水準等の現状と傾向の下から4行目、特に浸水想定区域にある特別養護老人ホーム

の移転、改築を進める必要があるという文言を追加してございます。次に13ページの一番下、現在の計画では⑤のチョウザメ産業まででございましたが、新しい計画では⑥として他市町村との連携という項目を設けております。当町も参画する名寄市及び士別市を中心とした北北海道中央圏域定住自立圏をはじめとした他市町村との連携・協力し、より効果的な取り組みを推進することを追加しております。この部分は北海道の持続的発展方針と整合性を確保する追加でございます。次に17ページの中段、(3)の計画の事業計画の表の中でございます。事業内容の項目に防災情報端末機の更新と情報通信設備の更新を追加してございます。次に21ページの表の中です。1番上の幹線道路整備事業の欄は完了した事業を削除して北1丁目道路と東3条道路を加えてこれからの整備に備えております。その下の住宅地区道路整備事業につきましても同様に完了事業を削除すると、南2丁目道路東2条中通り、それから北町団地2号道路南5丁目西通り、これを加えております。その次の(8)道路整備機械等の除雪対策事業につきまして、令和8年で予算措置しておりますけれども、除雪クレーダーと7トントラックに変更してございます。次に24ページ③の廃棄物処理のところの下から5行目に名寄地区一般廃棄物中間処理施設を建設してごみ処理を行うことを追記してございます。次に26ページの③、こちらも廃棄物処理の項目でも現在整備しております中間処理施設におけるごみ処理について追記しております。次に27ページ、事業計画の表の中、下の方でございますが(3)廃棄物処理施設のところにも名寄地区一般廃棄物中間処理施設建設工事負担金を追加してございます。次に29ページの①子育て環境の下から3行目に昨年開設した子ども家庭センターの関わりについて追記してございます。次に30ページの③の障がい者支援では現在特養内にあります就労継続支援事業所につきまして、特養とともに移転整備することを追記してございます。さらに31ページから32ページにかけて、子ども家庭センターにおける事業それから特別養護老人ホームデイサービスセンターの移転、それから障がい者支援として就労継続支援や相談体制に関わる事業について整理してございます。最後に38ページ一番下、④スポーツ活動の中のウの項目にスポーツ施設であると同時に災害時の避難所でもございます町民体育館の改修事業について変更追加してございます。これらの他にも細かな変更点が沢山ございますので、アンダーラインを目印にしながらご確認いただきますようお願い申し上げます。以上で市町村計画の概要説明とさせていただきます。

◎日程第9 議案第9号の提案説明

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第9号 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第9号美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案説明を申し上げます。令和8年度からのこども誰でも通園制度の実施にあたり事業を行うものは、美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する認可基準に加えて、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められております。この運営に関する基準は、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村が内閣府令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされておりますので、事業実施に向けて運営基準を定める条例を制定するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは2ページの議案第9号です。議案第9号 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。この条例は昨年12月の第4回定例会で可決いただきました美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関連する条例でございます。先に議決いただいた条例につきましては、子ども誰でも通園制度を実施する事業者の認可基準を定めるものであります。今般制定しようとする条例は認可を受けた事業者が実施する事業の運営に関する基準を定めるものでございます。先の認可基準と今般の運営基準がセットになりまして、子ども誰でも通園制度が実施できることとなります。条例の本則をご覧いただきたいと思っております。第1条に趣旨規定、それから第2条に特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める全2条からなる条例でございます。この第2条に定める基準につきましては、特定乳児等の通園支援事業の運営に関する基準、令和7年内閣府令第95号の基準をもって本町の基準として定めようとするものでございます。その基準とする内閣府令につきましては、次のページからはじまります議案資料として添付してございますので、審議の参考としていただきたいと思っております。附則をご覧ください。施行期日はこの事業がはじまります令和8年4月1日としてございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第9号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。只今議題となっております。議案第9号は総務住民常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議案第9号は総務住民常任委員会

に付託することに決定しました。

◎日程第10 議案第10号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10号 議案第10号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第10号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は一般職員の給与条例が改正された場合に会計年度任用職員についても年度内に改正後の規定が適用できるよう改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。11ページ、議案第10号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これ資料で説明させていただきますので、次のページご覧いただきたいと思っております。この条例の改正趣旨につきましては、提案説明でもありましたように職員の給与条例を準用する会計年度任用職員の給与について職員の給与条例の改正があった場合当該年度内において改正後の規定が適用できるように改正するものでございます。新旧対照表の現行規定、附則第7項をご覧いただきたいと思っております。この第7項ちょっと読み上げます。第7項、給与条例の改正により当該改正年度の給与について改正後の規定が適用される場合であってもこの条例が準用する給与条例にかかる当該改正後の規定は、当該改正年度においては適用しないという規定がございます。これに沿って改正、年度中の改正は行わず翌年度に反映しているところがございますが、この間の議会質疑などにおきましても、年度内に改正すべきとのご意見ご要望を頂いているところがございますので、この際正規常勤職員と同じく年度内に改正することができるようこの条項を削るものでございます。何卒ご理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。表の下の改正附則をご覧ください。施行期日が令和8年4月1日と致しております。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第10号の説明を終了します。

◎日程第11 議案第11号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第11号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第11号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は美深町過疎地域持続的発展市町村計画に定める事業者に対する事業用固定資産の課税を免除する特例措置について令和8年度も引き続き行うため条例の失効期限を令和9年3月末までの1年間延長する改定を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の11ページ。議案第11号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきましては、次のページの資料で説明させていただきます。この条例の改正趣旨につきましては、提案説明でもございましたとおり固定資産税の特例を定める本条例の有効期限について新たに策定する美深町過疎地域持続的発展市町村計画、令和8年から令和12年までの計画でございますが、これを踏まえまして過疎省令の有効期限である令和9年3月31日まで延長するものでございます。法令や計画と条例との関係について口頭での理解を頂くのが難しいかなと思われましたので、ちょっと図で表してみました。それが1の過疎制度の有効期限の図でございます。法令や計画の有効期限について図で表しております。一番上の例えば過疎法につきましては、令和3年4月1日に施行されて令和12年度まで有効だと読み取っていただければいいと思います。次の市町村計画いわゆる美深町の過疎計画のことなのですが、この計画につきましては令和7年度までの計画でございます。先ほど説明しました第8号の議案、新しく5年間計画を策定しようとして提案させていただいているところでございます。次の過疎省令につきましては、地方税の課税免除に関する省令でございます。過疎法の制定と同時に施行されて令和5年度末を期限としていたものですが、その後3年間延長されて今は令和7年度まで、要するに9年の3月31日が有効期限となっております。今回有効期限、本町の条例の有効期限を延長しようとしているのは、その過疎法と市町村計画と過疎省令の3つが施行されている期間でなければ成り立たないという条例でございます。今般新しい市町村計画を策定す

ることによりまして、図でいうと課税免除条例の欄に網掛けしている期間、つまり令和8年度末まで8年度分、令和8年度末までの課税を免除することが可能ということになりますので、現行の条例の有効期間を1年間延長しようとするものでございます。具体的には条例の附則第2項に規定しております条例が失効する期日を1年間先に延ばすという改正でございます。表の下の改正附則をご覧ください。施行期日は交付の日からと致しております。以上で議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第11号の説明を終了します。

◎日程第12 議案第12号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第12号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第12号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は学校給食費について食材料費高騰に伴う引上げと保護者負担軽減額の見直し、国の給食費負担軽減交付金による給食費無償化に対応するための改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の15ページです。議案第12号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料で説明させていただきます。17ページをご覧いただきたいと思います。この条例の改正内容につきましては、改正趣旨に記載しましたように大きく3つの改正を行います。1つは昨今の食材料費の高騰に対応するため学校給食費を引き上げる改定と、2つ目に当分の間の特例として負担軽減しております学校給食費の額の見直し、つまり公費で負担している25%を35%に引き上げて給食費の負担上昇を緩和するという改正です。それから3つ目が学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を国が支援する給食費負担軽減交付金これの創設に伴い、小学校の給食費を無償化する改定となっております。まず1つ目の学校給食費の引き上げの内容を説明いたします。新旧対照表の第10条の表をご覧くださいと思います。ここに小学生と小学校に勤務する職員等については現行267円から370円に引き上げます。引き上げ額は103円、率にすると38.6%の引き上げとなります。次に中学生と中学校に勤務する職員等につきましては、現行313円

から431円に引き上げます。引き上げ額は118円で率にすると37.7%の引き上げでございます。次にページがちょっとまたがって見つらいのですけれども、高校生と高校に勤務する職員等については現行337円から452円に引き上げます。引き上げ額は115円、率にしますと34.1%の引き上げとなっております。給食センターに勤務する職員等につきましては小学生と同じ引き上げ額となっております。この給食費として定めている額が本来の給食費でございます、保護者が負担すべき食材料費から算出した額だという理解をいただきたいと思えます。これは本町では負担を軽減するために小学生、中学生、高校生の給食費は公費で一部負担しております。それが附則の第2条の表の額でございます。現行公費で負担しているのは25%で保護者負担が75%となっております。この実際の保護者の皆さんが負担している額について子育て支援の観点からより軽減することと致しました。内容としては現在の公費負担率25%を35%に引き上げるというものでございます。そうしますと保護者が支払う実際の給食費は、小学生だと現行200円から240円になり、40円の上昇。中学生だと現行235円から280円になり45円上昇します。本来の給食費の上昇を半分程度に抑えた額となっております。しかし、高校生につきましては75%負担を継続いたしますけれども、令和8年度と9年度の2ヵ年に限っては、65%負担に軽減する特例、経過措置を設けてございます。この規定は附則第2条の第2項に記載してございます。最後の3つ目の小学校の給食無償化という国の制度に対応するための改正です。前のページに戻っていただいて第9条のところに学校給食費の徴収に関する規定がございまして、ここに但し書きをとしまして、ただし給食費負担軽減交付金の対象となる児童生徒の保護者からは学校給食費を徴収しないということを規定しまして、無償化に対応できるようにするものでございます。最後に改正附則でございます。第1項で施行期日については令和8年4月1日からとすることと、それから第2項でこの条例による改正後の第10条及び附則第2条の規定は令和8年度から適用し令和7年度以前の学校給食については、なお従前の例によることとする経過措置を規定してございます。以上で議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第12号の説明を終了します。

◎日程第13 議案第13号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第13号 美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第13号 美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、令和8年度からこども誰でも通園制度の実施にあたり、幼児センター実施事業の追加や利用料の設定など所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案書の19ページです。議案第13号美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について。美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。こちら資料で説明させていただきます。21ページをご覧ください。改正趣旨のところですが、令和6年の6月に交付されました子ども子育て支援法等の一部を改正する法律によりまして、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されました乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度につきまして、令和8年度から本町幼児センターで実施するため、条例の題名にありますように2つの条例を改正する必要が生じました。1つは美深町幼児センター設置及び管理条例で、もう1つがこちらは第1条で改正します。もう1つが美深町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例でこちらが第2条で改正致します。まず1の改正の概要をご覧くださいまして、改正内容が大きく3つございます。1つ目が（1）の幼児センターが実施する事業として乳児等通園支援事業を加える改正でございます。設置及び管理条例略しておりますけれども、正式には美深町幼児センター設置及び管理条例のことでございます。この条例の第4条と第5号に事業名を規定した条項を新設いたします。2つ目は（2）乳児等通園支援事業の利用料を定める改正でございます。設置及び管理条例の第5条第4号として利用料を規定する条項を新設しますのと、この条項が引用しております利用者負担条例、正確には美深町特定教育特定保育施設特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例のことでございますが、この条例の第6条として利用料を規定する条項を新設いたします。22ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。アンダーラインを引いている第6条のところでございます。読み上げます。第6条 児童福祉法第6条の3、第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用した保護者が負担する額（以下、乳児等通園支援事業利用料という）は規則で定めるといって、利用料は規則に委ねておりますのでこの条例からは読み取れませんけれども、規則に定める利用料の

額につきましては、1時間あたり250円とする予定でございます。3つ目が(3)減免ができる利用者負担額ということで乳児等通園支援事業利用料を加える改正でございます。利用者負担条例の第7条の改正でございます。この改正によりまして、他の保険、保育料と同様に減免できるようになるものでございます。改正内容を説明いたしましたが具体的な規定につきましては、新旧対照表をご覧くださいますようお願いいたします。表の下の附則をご覧ください。施行期日は令和8年4月1日からとしてございます。以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第13号の説明を終了します。

ここで暫時休憩します。再開を概ね午後3時といたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

◎日程第14 議案第14号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第14 議案第14号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第14号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は気象情報用語の変更や火入れの消火義務の新設に伴い所要の改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○町長（川端秀司君） それでは議案書の23ページでございますが、議案第14号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正について。美深町林野火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、こちらまず資料をご覧くださいと思います。次のページでございます。改正趣旨は議案説明のとおりでございます。内容については1の改正の概要をご覧くださいと思います。改正内容は大きく2つございまして、1つは(1)の気象情報用語の変更等に伴う改正でございまして、改正条項が第14条の第1項でございます。これは火入れを制限する警報注意報としまして暴風警報、それから暴風特別警報、それから林野火災に関する注意報、これを追加しますの

と異常乾燥注意報を乾燥注意報に改める改正でございます。もう1つは(2)の火災リスクが高まる警報、注意報が発表・発令された場合の火入れの消火義務規定を新設する改正でございます。こちらの改正条項は第14条第2項でございます。具体的な規定につきましては新旧対照表をご覧くださいませますようお願いいたします。表の下附則をご覧くださいませ。施行期日は公布の日からとさせていただきます。以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長(南 和博君) 以上で、議案第14号の説明を終了します。

◎日程第15 議案第15号の提案説明

○議長(南 和博君) 次、日程第15 議案第15号 美深町牧野設置条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長(草野孝治君) 議案第15号 美深町牧野設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は恩根内放牧場への入牧頭数の減少や物価高騰による運営経費の上昇などに対応し、安定的な運営を行うため使用料を引き上げる改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(南 和博君) 川端副町長。

○副町長(川端秀司君) それでは議案書の25ページです。議案第15号 美深町牧野設置条例の一部改正について。美深町牧野設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、こちらも資料をご覧くださいませと思います。次のページです。改正趣旨でございますが、提案説明のとおり恩根内放牧場の安定的な運営を行うため使用料、つまり放牧料ですけれども、これを引き上げる改正でございます。その要因というのは利用農家の離農とそれから令和7年6月に発生しました牛ヨーネ病の影響等に伴う入牧頭数の減少。それと物価高、物価高騰等による運営経費の上昇でございます、牧場の運営が困難な状況になっているというものでございます。恩根内放牧場の運営に関しましては、農協と生産者団体と美深町で構成しております恩根内放牧場運営協議会におきまして、効率的かつ円滑な運営管理にできるよう必要な協議を行っているところでございます。改正趣旨で申し上げました要因によりまして、現在の放牧料では収支が折り合わず円滑な運営が困難な状況となっておりますことから、この間改善策について協議をして参りました。今後の改善策といたしまして、管理体制の見直しなども行いますけれども、それでもなお収支の抜本的な改善には至らないために放牧料の引き上げを行う必要がある

という協議結果を得たところでございます。この結果、放牧料は新旧対照表の別表に記しましたように町内農業者及び農業団体につきましては、現行272円から297円に引き上げます。金額で25円。率にしますと1割弱の引き上げが必要とされました。そして、第5条但し書きによる使用者、これは町外の農業者を指しておりますけれども、こちらも1割弱引き上げて現行304円を331円にしようとするものでございます。生産者の皆さんの負担は増えますけれどもなくてはならない施設として円滑な運営を行う必要性を理解されていると伺っております。表の下の備考欄にあります2カ月の改正につきましては、条例改正の機会を捉えまして法令用語の適正な使い方として文言整理させていただくものでございます。表の下の附則をご覧ください。施行期日は令和8年4月1日としてございます。以上で議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第15号の説明を終了します。

◎日程第16 議案第16号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第16号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第16号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は災害等の緊急時において給水装置、または排水設備工事の指定工事事業者の確保が困難な場合、指定工事事業者以外の事業者による工事を特例的に認め、早期復旧かつ適正な工事を実施するため所要の改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の27ページです。議案第16号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正について。美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。こちらも資料で説明させていただきます。次のページをご覧ください。この改正条例では、関連する2つの条例を改正します。1つは美深町給水条例につきまして第1条で改正します。もう1つが美深町公共下水道条例でございます、こちらは第2条で改正致します。この条例改正の目的は災害時その他非常の場合におきまして給水装置工事または排水設備工事ができる事業者を確保することができるようにするものでございます。改正趣旨の中にありますように災害時その他非常の場合において、給水装置工事また排水設備工事にかかる指定工事事業者等の確保が困難である場合には、給水装置工事に関しては他の市町村長または他の市町村等が指定した指定

給水装置工事業業者による工事を、そして排水設備工事に関しては他の市町村長等の指定を受けた事業所による工事を特例的に認める改正を行います。上下水道の工事の事業者の指定制度について若干説明させていただきます。市町村の区域内にある給水装置工事または排水設備工事これにつきましては、それぞれ市町村長が指定する工事業業者、または工事店、これらの指定工事業業者等といたしますけれども、これによりまして工事を行うこととする制度が導入されております。美深町は全部で9事業者を指定してございまして、町内が4事業者、町外が5事業者でございます。平常時の工事などにおきましてはこの9事業者によって賄われているわけですが、大きな地震などで多くの破損が発生した時には9事業者では早期の復旧に多くの時間がかかることとなります。こうした災害時、その他非常の場合にありまして事業者の確保が困難と判断される時は、工事の適正な実施を図るために給水装置工事や排水設備工事について、他の市町村長が指定した事業者による工事の実施を特例的に認める規定を設けるものでございます。具体的にはカッコいっぱいありまして読みづらいのですけれども、新旧対照表の規定をご覧いただきたいと思います。表の下の附則ご覧ください。施行期日は公布の日としてございます。以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第16号の説明を終了します。

◎日程第17 議案第17号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第17号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第17号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。本件は自治会等を指定管理者として管理・運営しているコミュニティセンター15施設の指定管理期間が令和7年度をもって終了することから、引き続き指定管理者を指定して管理・運営を行うため、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の32ページです。議案第17号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について。美深町コミュニティセンター指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。本町に全部で15のコミュニティセンターがございまして、全て指定管理者に管理を行っ

て頂いているところでございます。これは公募によらず指名して指定管理者を決定してございます。現在の指定管理の期間は5年間で令和8年の3月31日にその期限を迎えますので、引き続き現在の指定管理者に管理していただくことで協議を進めて参りました。指定管理者となる団体は第3コミュニティセンターが、シルバー人材センター。それから第4、第5コミュニティセンターは美深町商工会としておりますが、それ以外の13施設につきましてはそれぞれのコミュニティセンターが所在する自治会を指定管理者にしようとするものでございます。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第17号の説明を終了します。

◎日程第18 議案第18号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議案第18号 美深町給水施設指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第18号 美深町給水施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。本件は利用組合等を指定管理者として管理・運営している給水施設4施設について、指定管理期間が令和7年度をもって終了することから、引き続き指定管理者を指定して管理・運営を行うため、地方自治法第244条の第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） 議案書の34ページです。議案第18号 美深町給水施設指定管理者の指定について。美深町給水施設の指定管理者を指定することについて地方自治法244条の2、第6項の規定により議会の議決を求める。こちらの給水施設につきましても公募によらず指名して指定管理者を決定している施設でございます。現在の指定管理の期間につきましては、こちらも5年間で令和8年3月31日に期限を迎えますので、引き続き現在の指定管理者に管理していただくことで協議を進めて参りました。管理していただく施設は仁宇布地区、川西地区、美西地区、東部地区の4つの水道施設でそれぞれの水道施設を管理する組合を指定管理者として指定するという内容でございます。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。以上で、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第18号の説明を終了します。

◎日程第19 議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資
限度額について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。本件は美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため、北海道労働金庫に運用原資を預託して資金貸付を行うものであり、令和8年度の預託金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の35ページでございます。議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を令和8年4月1日から次のとおりとする。1、預託金は500万円。2、預託金融機関は北海道労働金庫名寄支店。3、融資限度額は750万円でございます。これまでと変わらない内容となっております。以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第19号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第19号について採決します。議案第19号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第19号は可決されました。

◎日程第20 議案第20号 損害賠償の額の決定について

○議長（南 和博君） 次、日程第20 議案第20号 損害賠償の額の決定についてを

議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第20号 損害賠償の額の決定について提案説明を申し上げます。本件につきましては、令和7年2月21日に発生いたしました、美深町所有軽自動車とダンプトラックの交通事故について、相手方と示談すべく交渉進めていたところ、先般双方の責任割合について協議が整いましたので、損害賠償額について議会の議決をいただきたく提案するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） 議案書の36ページです。議案第20号 損害賠償の額の決定について。令和7年2月21日町道の東1号道路と町道7線道路との交差点において発生した美深町所有の軽自動車とダンプトラックの交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定するというので、損害賠償の額につきましては181万2,554円。表の中に相手方、それからそれぞれの損害賠償額を記載してございますけれども、上の欄では美興砂利工業株式会社153万954円。そして、下の欄が旭川方面名寄警察署さんでございまして、28万1,600円の損害賠償額となっております。この交通事故の状況について改めて説明させていただきますけれども、この事故につきましては、令和7年の2月21日金曜日、職員が公務のために公用車の軽乗用車に乗りまして外勤した際に起こした交通事故でございます。発生時刻は午後2時40分頃でございました。この時公用車は東1号道路を南に向かって走行し、7線道路の交差点において一時停止の標識を見落として交差点に進入、左から来た排雪運搬中のダンプトラックの前面と公用車の助手席側が衝突し、公用車はそのはずみで反対車線の道路標識に衝突したという物損事故でございます。相手方のダンプトラックはバンパーやグリル、ヘッドライトなどを損傷しました。道路標識につきましては、支柱ごと傾いたという状況でございます。職員が乗っていた公用車は全損となりました。先般この事故の責任割合について美深町が80%、相手方の美興砂利工業株式会社が20%とする協議が整いました。これに基づく損害賠償額を決定するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得るものでございます。なお、損害賠償金の支払いは任意保険にあたります全国自治協会と自動車損害共済から支払われますので、本町の会計から支出するものはございません。以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第20号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 只今、説明をいただきましたのですけれども、2点ほど質問したいと思います。ダンプの作業は町の委託の除排雪中の事故であったのかどうかということ、軽乗用車と大型ダンプがぶつかって物損であり人身はなかったということのようですけれども、軽自動車は全損とダンプ側の賠償が153万円ですけれども、ダンプ側の物損事故だけでこれだけの額になったのか、また別なものが何か、例えば営業補償だとかそういったものも含まれた損害賠償となっているのかどうかその辺の確認をさせてください。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） ただ今の件ですが、排雪ダンプの雪を捨てていた目的というのが町の雪捨てだったのかというのを確認しておりませんので、ちょっとその辺は確認させていただきたいと思います。物損の部分については、車のダンプカーに係る損害部分と道路標識、一時停止の標識を壊していますので、それに掛かる部分の金額のみとなっております。すみません、ダンプカーの雪の排雪の目的なのですが、町の排雪にかかるものでした。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） ダンプカーだけの損害で150万ということなので、相当ダンプカーも損傷があったのかなと思うのですけれども、町の委託作業中ということであると、その後の雪が少ないですから心配はないと思うのですけれども、委託業務等についてその何か支障が生じているということはないのかどうかちょっとそこだけお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） 事故が起きたのが昨年2月ということでちょっと雪の状況について私ちょっと把握していなかったのですが、特に支障があったという部分は聞いておりませんので。

○8番（藤原芳幸君） すみません。7年2月ですね。随分早いこと損害賠償が決定したなど勘違いしていました。昨年2月ですね。わかりました。私はついこの間の2月21日のような気がしたので大丈夫かなという意味があったのですけれども、わかりました。理解しました。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第20号について採決します。議案第20号損害賠償の額の決定について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第20号は可決されました。

◎日程第21 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第21 報告第1号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 所管事務調査報告を行います。総務住民常任委員会委員長 小口英治。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査日 令和8年2月13日。調査事項 第6次総合計画の中間面における現状と課題。調査内容 ①前期5年間の検証。②ローリングの状況。③今後5年間の財政計画。調査のまとめを朗読いたします。第6次総合計画の前期5年間の検証において行政評価町民委員会の評価は概ね取り組みが進んでいると評価を得られている。事務事業ごとに現状や課題、変更内容について各課へのヒヤリングを実施し、次年度以降3年間のローリング作業に加え、令和7年度は中間年であるため後期5年間もあわせてローリングを行われており、町民体育館修繕工事や特別養護老人ホーム移転改築、廃棄物中間処理施設等の事業費の増加が見られる。令和10年度に建替計画を予定していた役場庁舎は令和12年度に先送りとなる見込みであるとの説明を受けた。ローリング自体は計画を進める上で必要であり重要ではあるが、物価高騰や人件費の上昇など社会情勢が大きく変化している状況下では不確定な要素も多く、このような状況においても事業費の増減変化に対応するために国や道からの補助金、交付金などの取得に向けた研究や情報の分析が今後益々重要になると同時に健全な財政規律に応じた施策に期待するものであります。以上で報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。次、産業教育常任委員会の報告です。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは産業教育常任委員会の所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。調査日は令和8年2月12日。調査事項（1）としまして町民体育館改修工事の進捗等について。調査内容 改修工事の進捗と及び令和8年度工事について。調査方法は現地視察と聞き取りになっております。調査内容の報告及びまとめ 令和7年6月に着工した美深町民体育館改修工事について、現地視察で工事の進捗状況を確認した。工事工程表によると令和8年2月で出来高50.7%の予定が組まれており、今回の調査時においてはトレーニングルーム、2階小体育館の一般改修やアリーナ耐震改修の状況及び令和7年度内の工程ですでに完了しているランニングルーム、多目的室、子ども用プレイルーム、男女トイレとシャワールームつき更衣室などを視察し、改修工事は予定どおり順調に進行している状況であった。変更点としては体育館屋根の耐久性向上の改修で、屋根全体を地上に下ろす工法を予定していたが重ね葺（カバー工法）に変更し経費削減にも繋がっている。令和8年度には引き続きアリーナの耐震補強と床塗装、2階観覧席の上部屋根改修や体育館屋根の重ね葺と防水改修や電気設備工事などが予定されており、令和9年2月竣工目指して工事が進められております。また、計画当初はアスベスト除去及び耐震化、屋根改修、管理棟改修、エアコン設備を同一工事で発注する予定でありましたが、財源の一部である社会資本整備交付金の対象がアスベスト除去及び耐震化のみであったため、エアコン設備を分離して令和8年度学校施設環境改善交付金事業により取り組むということでありました。エアコン設備に関しては管内の各ルーム小体育館、アリーナに合計で23台設置することが予定され、順調にいけば体育館竣工と同時に完了を見込んでおります。なお、今回調査においては電気代などランニングコストの増加懸念とリニューアルに合わせた町内外利用者別の料金設定など検討事項が挙げられました。次に調査事項の（2）です。学校給食の現状等について。調査内容 ①給食費の現状について。②関係団体との協議について。③今後の方向性について。調査方法は聞き取りによるものです。調査内容の報告及びまとめと致しまして。①給食費の現状は下の表が示すように、令和7年12月現在で食材費の高騰により1食当たりの単価が各学校の7割程度値上がりしており、その部分を保護者に追わせない代わりに町負担分が条例に定める負担率より20%程度増大している状況にあります。②このような現状にある中、国が実施する公立小学校の給食無償化について、文部科学省の説明では令和8年4月1日から学校給食にかかる食材費について、国が月2,600円、道が月2,600円合わせて月5,200円を各市町村に交付され、1食当たりに換算すると286円が無償化に相当する単価となっております。また、給食を食べていない非喫食者についても支援するとされておりまして、その取り扱い学

校設置者に委ねるとされており、町教育委員会では現金での給付を見込んでおります。あわせて給食無償化については、令和8年度より小学校を実施、その後中学校まで拡大することが予定されております。以上の現状と今後の給食無償化を踏まえ町教委では関係する各団体と協議し、総合教育会議で一定の方向性を出すに至っております。関係団体との協議においては、一様に食材費高騰と美味しく安価な提供の現状に保護者負担増はやむを得ないとの見解であります。方向性は総合教育会議に一任するというものであります。③今後の方向性について小学校は保護者負担なく無償化分の単価、286円を超えた部分については町が負担するとしております。また、中学校と高校については従来の町負担率25%を35%に引き上げ保護者への負担緩和を図るが、学校給食を希望制で実施している高校については、段階的措置として令和8年から9年は町負担率35%とし、令和10年以降は25%にするとのことであります。急激な物価高に対応しながらのメニュー考案は大変なことと察するところであります。美味しいと好評の学校給食を今後も質を低下させることなく、美深町の子どもたちに提供していただくことを望むものとして、以上まとめさせていただきます。以上、産業教育常任委員会の所管事務調査報告とします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第22 報告第2号 委員会報告 次期議会構成等についての調査に関する中間報告

○議長（南 和博君） 次、日程第22 報告第2号を議題とします。次期議会構成等についての調査特別委員会から次期議会構成等についての調査に関する中間報告です。この際、委員長から協議の経過をご報告いただきます。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 次期、議会構成等についての協議に関する報告について会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。協議の内容につきましては、令和9年度の議会議員改選期に向けて事前に協議しておくことが必要な次期議会構成等について特別委員会で協議を行っているものであります。これまで令和7年3月から令和8年2月まで計8回開催しておりまして、令和8年度も引き続き協議を重ねていく予定となっております。これまでの協議結果につきましては、各項目に従い説明させていただきます。1点目、議員定数について。議員定数については、平成22年から11名となっております、2つの常任委員会の運営を考えると議会運営を確保するために必要最低限の定数であるの

で、定数改正は行わない方が良いとの意見が多数ありました。しかし、町民の意見を聞く場の開催が必要という声や人口にあわせた議員定数の改正が必要という意見もあり、今後は町民の意見を聞く場の開催を模索しながら、さらに議論をしていくこととなりました。

2点目、常任委員会の構成と調査活動について、現在本会議においては行政分野を2つに分け、総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会の2つの常任委員会体制をとっており、各議員はいずれかの委員会に所属し、所管分野について責任をもって所掌しております。上記の議員定数の議論と大いに関連することではありますが、常任委員会を1つの委員会とした議会の状況を調査するなどして、議論を深めることと致しました。

3点目、議選監査委員についてであります。専門性のある人材確保により行政の監査機能の強化を図る場合に議会からの監査委員を選出義務を緩和することができるよう地方自治法が改正されていますが、小規模町村においては人材確保に課題もあり、議会での議論等を承知する議選監査委員がもつ役割の重要性と本町の代表監査委員が新しくなったことから、議会からの監査委員選出は継続する方向で議論が進んでおります。

4点目、政務活動費についてであります。行政の役割が多岐にわたって広がる中、行政推進の両輪である議会議員が先進市町村等の取り組みを学び、本町の行政運営に反映していく上で、政務調査活動は非常に重要であり一定の成果をあげていることから継続して行うこととしました。

5点目、タブレット端末の利活用についてであります。本議会では平成25年度からタブレット端末が整備されてきましたが、例規集の閲覧が主な用途となっており、端末がもつ機能の活用が十分に進んできませんでしたが、議会の招集をはじめ議会日程や月間スケジュール等の連絡項目の伝達はスマートフォンのアプリを利用して改善されています。今後は議案や資料の収集によるペーパーレス化など、さらに有効な利活用が必要であります。議会側だけの運用では意味がないため、庁舎全体でのタブレット端末の導入に向け、長側と協議を進めていくことと致しました。

6点目、町内組織団体等の役員等の就任に関する申し合わせについてであります。これだけ人口が減少すると就任はやむを得ない面がありますが、議会議員として議案審査での除斥を最小限にするため、議会運営に支障をきたさない範囲として、その都度事前に議員間で協議することといたしました。

7点目です。議会基本条例の制定について。議会基本条例は議会及び議員活動の理念や議会運営の基本項目等の定め最高規範として各地で制定が進められておりますが、本議会においては現時点で制定が必要との認識にいたっておりません。この条例は長側のまちづくり基本条例などと同時に制定することが理想であり、今後も十分な議論が必要であります。

8点目、通年議会制度についてであります。通年議会制度についての情報収集と理解は充分ではありませんが、本議会における有効性と必要性を認識するまでには至っておりません。近隣の導入議会を

参考にするなど情報収集を進めることと致しました。9点目、予算・決算審査の在り方について。評価調書を使用して行われている審査は全国的にも珍しく、また、全員協議会での長側説明が丁寧に行われております。議員による勉強会を行い、審査を補完することが適切であるという意見が出されております。10点目、議員報酬の在り方であります。町議会の運営は住民自治に不可欠なものあり、議員報酬の在り方は住民自治を確保、充実させるための視点から考える必要があります。町行政の守備範囲が増大する中で、二元代表制のものとして議会及び議員活動のもつ役割は大きくなり、責務も非常に重くなっております。また、近年では議員報酬が低水準であることが「なり手不足」を誘発し、広範な民意の反映に支障をきたしているという議論もあります。全道町村の状況分析や議会議員のなり手確保などを議論を通じて検討を行うことといたしました。11点目、議会活性化の取組等についてこれまでも広報誌、「びふか議会です こんにちは。」の発行、各団体との懇談会の開催、インターネットによる一般質問の録画配信や議会としてSNSを活用するなどの取り組みは進めてきました。また、美深高校生との懇談会や小学生が議会を傍聴するなどの成果があったので、今後も主権者教育、町内有識者による勉強会について、協議をしていくことといたしました。12点目、政策提案についてです。町内各団体との懇談会での議論をもとにした政策提案については、令和5年度からはじまり現在も提案を行っております。今後も継続しますが、政策提案の基となる懇談会等の開催方法について協議をすることと致しました。13点目、ハラスメント対策についてであります。議員個人の問題であるという意見も多く出されましたが、世の中の状況からして避けて通れない重要な問題であり、近隣議会の状況や規則等の情報を収集して今後も継続して議論していくこととなりました。14点目、専決事項について。町民の生命または生活に直接影響の及ぼす災害等が発生した際の議会としての対応を定める必要があることから、平成7年12月1日「美深町議会災害等対策会議設置要綱」を制定しました。さらに例年年度末に行われる地方税法の改正に係る税条例の対応のため、中間報告にあるとおり、地方自治法第180条の規定に基づく専決事項として令和7年第4回定例会において指定しました。以上、現在の次期議会構成等についての調査特別委員会の議論の中間報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、荒川委員長からの報告を終わります。

◎日程第23 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第23 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。新年度予算及び議案調査一般質問調整等のため5日から11日までの7日間を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、5日から11日までの7日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後3時50分

令和8年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和8年3月12日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
第 2 一般質問
第 3 議案第4号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）
第 4 議案第5号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）
第 5 議案第6号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
第 6 議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）
第 7 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 木下 悠 君 | 2番 望月 清貴 君 |
| 3番 中瀬 亮太 君 | 4番 名取 明美 君 |
| 5番 欠 員 | 6番 田中 真奈美 君 |
| 7番 小口 英治 君 | 8番 藤原 芳幸 君 |
| 9番 和田 健 君 | 10番 荒川 賢一 君 |
| 11番 南 和博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 町 長 草野 孝治 君 | 副 町 長 川端 秀司 君 |
| 総務課長 中江 勝規 君 | 企画商工観光課長 小野 勇二 君 |
| 住民生活課長 桜木 健一 君 | 保健福祉課長 小林 一仙 君 |
| 農務課長 内山 徹 君 | 建設水道課長 中林 秀文 君 |
| 会計管理者 中村 稔 君 | 保健福祉グループ上席主幹 和田 政則 君 |
| 総務グループ主幹 青木 吉信 君 | 企画グループ主幹 渡辺 善美 君 |
| 経済産業グループ主幹 前田 直久 君 | 生活環境グループ主幹 川端 健 君 |

税務グループ主幹 中野浩史君 農業グループ主幹 加藤保昭君
建設林務グループ主幹 田畑尚寛君 水道住宅グループ主幹 町屋英雄君
選挙管理委員会委員長 瓜田晃君

◎教育委員会

教 育 長 杉本力君 教 育 次 長 大堀裕康君
教育グループ主幹 元岡友之君 教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤本博君 事 務 局 長 内山徹君

◎監査委員事務局

代表監査委員 渡邊幸一君 事 務 局 長 竹田哲君

◎議会事務局

事 務 局 長 竹田哲君 事 務 局 副 主 幹 服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。本例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は名取議員、望月議員、小口議員、木下議員の4名です。一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますので、ご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） 誰一人取り残さない地域づくりのために。これから一般質問に入ります。項目 行政、件名 移動投票所車の活用による投票環境の改善について。質問の要旨、令和9年度は、統一地方選挙の年であり、北海道では知事選挙と道議会議員選挙があり、本町では町長選挙と町議会議員選挙が予定されています。本町における投票所は、平成27年統一地方選挙の時には12カ所設置されていましたが、現在、美深町保健センター、吉野地区農作業準備休憩施設、西紋改善センター、恩根内センタープラザの4カ所となっています。投票所の減少した地域では投票の不便さを感じている方もいます。特に障がいや高齢のため選挙で投票したいが足を運ぶのが難しく、行けないなど投票環境は厳しい状況となっています。また令和8年2月8日の衆議院議員選挙の本町の投票率は67.03%であり、近隣の町村と比較すると最も低い状況です。平成27年6月の公職選挙法改正により18歳になると選挙権が与えられ選挙権年齢が拡大されました。今後の自治体の運営に影響する町民の大事な1票のためには投票環境の改善による投票率の向上が必要だと思いますが、以下の点について伺います。1、投票率向上のためには本町の特性として高齢化率が高い地域であること、投票所が閉鎖され4カ所となっている現状を把握した

移動手段等の確保は考えられないか。2、障害や高齢者のために簡単に投票できるような取り組みとして移動投票所車の考えはないかお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 選挙管理委員会瓜田委員長。

○選挙管理委員会委員長（瓜田 晃君） 移動投票所車の活用について、投票環境の改善についてご答弁申し上げます。1点目の投票率向上のための移動手段等の確保についてですが、投票所は公職選挙法の規定に基づき選挙管理委員会が各選挙執行の際に場所を指定し設置してございます。人口減少に伴う農村部での有権者数の減少や期日前投票の浸透による投票日当日の投票者数の減少などから平成28年7月執行の参議院議員通常選挙から投票所を12カ所から5カ所に。令和7年7月執行の参議院議員通常選挙からはさらに1カ所減らして4カ所に再編を致しました。投票所を再編するに際しましては、それぞれの地域において住民の皆さんに説明をするとともに広く周知をして参ったところがございます。投票所が遠くなる地域においては、不便さを解消するため投票日には送迎者を運行し投票環境の維持に努めて参りましたが、送迎者の利用者はなかったことから現在は運行してございません。本年2月に執行した衆議院総選挙での美深町の投票率は近隣町村に比べて低いとのご指摘でございますが、北海道第6区の町村の平均投票率よりも高く、人口が同規模の町村と比較しても平均的な投票率であると認識しております。議員がおっしゃる投票率が伸びない大きな要因は投票所の数や移動手段ではというご指摘かと思いますが、それが主たる要因と言えるかどうかは一概には言えないのではないかと考えてございます。投票しやすい環境の整備といった点では期日前投票が浸透しており、直近の選挙では投票者の約6割が期日前投票により投票をしている現状でございます。また移動機能や心臓の障害などで1級・2級の障がい者手帳をお持ちの方や、要介護5の方など移動が困難である方については自宅において郵便不在者投票をする郵便投票の制度をご活用いただいているところでございます。第一投票所は保健センターを使うことによって靴を脱がずに入場できますし、会場内の移動距離も短く、段差のないフラットな床であることから歩行が困難な方の投票環境は大きく改善されたと思っております。このことは町民体育館を投票所としてきた長年の課題でもございました。投票所への移動手段の確保については核家族化や高齢化が進んでいる現状を考慮し、投票所まで自ら移動することが困難で公共交通機関を利用することも難しい高齢者や障がい者の投票機会を確保するという点では投票所までの送迎車両の運行は有効であると考えますので実施の可能性について検討して参りたいと考えてございます。2点目の移動投票所の考え方についてですが、これまでの導入については検討をしてきたことはございません。選挙の秘密性の確保や二重投票防止の

ための選挙人名簿照合システム導入、投票所の人員の確保など間違いが許されない投票事務においてクリアしなければならない課題は少なくないことから、現状では導入は難しいと考えております。まずは投票所への移動送迎、投票環境の整備について要望をお聞きしながらその必要性を検討して参りたいと考えてございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 答弁ありがとうございます。郵便投票とか、北海道全体にしては平均的だというお話も理解致しました。それではまず本町の特性としての話で入ります。本町の特性としては65歳以上の高齢化率が高いことが挙げられます。令和7年3月末で高齢化率43.3%となっています。高齢者の中には1人で公共交通機関の利用が難しい方もいらっしゃいます。また家族などの送迎が難しい方もいらっしゃいます。地域が抱える問題としてこの方々をどのように対応しなければならないかを考えなければならないと思います。次に投票所が閉鎖され4カ所となりました。先ほど人を運んでいるという、あれでしたが現行は運行していないという委員長の言葉でしたが、投票環境をまず改善、配慮した取り組みが必要だと思います。具体的には令和7年参議院選挙から仁宇布の投票所がなくなりました。委員長の話では町民の理解を得てなくしたというお話でした。仁宇布に投票所があれば移動距離は1、2キロ程度でしたが、現在最寄りの投票所までは20キロ以上となっています。その他の地域においても最寄りの投票所への移動距離が伸びています。仁宇布地区はデマンドバス等で行政サービスが行われており、配慮はされておりますが投票率の向上のためにはその他の地域においても現状の問題を配慮した投票環境の改善が必要だと思われます。令和8年2月8日の衆議院議員議員選挙の投票率ですが、近郊の町村では和寒町74.65%、剣淵町70.13%、下川町71.38%、音威子府村75.26%、中川町74.35%、幌加内町は73.31%で美深町は67.03%でした。投票率の低下の原因これは冬場の選挙とかポスターの掲示版減少とか色々あると思いましたが、令和7年の7月20日夏に行われました参議院議員選挙においても美深町は66.87%であり、近隣の町村よりも低く本町の特性としての高齢化率が高いのと投票環境が4カ所に減少したことも原因と思われます。次に2番目の質問に参ります。障害や高齢者の中には車椅子を利用して移動されている方もいらっしゃいます。町をシルバーカーを利用して移動されている方もいらっしゃいます。その方々が簡単に投票できる取り組みとして移動投票所車があります。道内の同じような町の事例を申し上げますとまず士幌町です。令和5年4月の北海道知事選挙と道議会議員選挙において行政の役割として投票のできない方をどう救おうかであり、士幌町は移動期日前投票所車を運行されました。自宅と高齢者福

社施設前に設置し、実施されました。10人乗りのワゴン車を使って選挙管理委員の職人の他に、ケアマネジャーも同乗し介助支援を行いました。車いす対応の記載台を用意するなど参加者の身体状況に配慮した運営が行われました。選挙管理委員のお話で利用者からは今回の導入がなかったら投票を辞退するつもりだった。助かったという声やサポートもあって安心できた、予想以上に簡単でよかったという声も寄せられています。次に仁木町です。令和6年衆議院議員選挙において移動期日前投票所車を運営されました。8人乗りのワゴン車で55人が利用されています。住んでいる人の民意が反映される大事なものであり、高齢者が多い地域では必要になると選挙管理委員会のお話もありました。続いて標茶町です。1つの投票所の閉鎖により特に交通手段のない高齢者の投票率低下に懸念があるため救済措置として移動期日前投票所車を設置致しました。車いすでも利用できるよう記載台を用意して行いました。令和3年衆議院議員選挙対象地域における有権者数は、51人で投票者数は13人であったということです。平成28年の執行経費基準法改正で投票率向上と維持のために総務省は移動支援に要する経費の財務措置を新設いたしました。移動投票所への送迎及び移動期日前投票所車の取り組み等には国政選挙では全額の補助があります。地方選挙の場合には経費の2分の1の特別交付税措置があります。投票率の低い美深町にとっては少しでも投票率の向上と維持さらには誰一人取り残さない地域づくりのための投票環境の配慮をよろしくお願いいたします。最後に今後の選挙管理委員会での投票環境の向上と維持の方向性を伺います。これが最後になります。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 瓜田委員長。

○選挙管理委員会委員長（瓜田 晃君） 今、名取議員の方からそれぞれ再質問をいただきました。その質問の趣旨と言いますか一貫する部分につきましては、投票率の向上をいかに図っていくかということがそれぞれ質問の項目の中での話だと思っております。そういった意味で答弁した趣旨についてもそういった部分でご答弁申し上げたつもりでございますけれども、現在答弁でも申し上げましたけれども、管内的に見てもさらには道内的にも近隣町村では確かに投票率は低いというような認識については、それは理解をさせていただくところでございますけれども、ただ選挙区の中では平均的な投票率、全道についても平均的な部分で推移をしているということでございます。ただ投票率につきましては、年々若干ずつですが下がって来ているというのが現状でございます。ただその中には色々な要因がございます。町の人口減、それから高齢化、さらにはなかなかその何といたしましうか。車等の移動がなかなか難しい公共交通機関を使って移動する方が困難な方も確かに増えているのかなというようなことが考えられるかと思っておりますけれども、そういった意味

では当委員会としては全道的にも6区管内でもそれほど投票率が下がっているという認識がたっておりませんが、今後名取議員からお話のあった移動送迎車の部分についてはそれぞれ過去に運営してきた部分もございます。ただ残念ながら利用者がいなかったということもございましたけれども、そういった意味では来年統一地方選挙がございます。そういった部分では1番町民に身近な選挙ということで過去の事例を見ても投票率については国レベルの選挙よりも投票率は高い。前回で記憶にありますけれども74%を超えるような投票率ということでございますし、名取議員も来年のその統一選挙における投票率の低下という部分を危惧されてご質問されているのかなと思いますけれども、そういった意味でもやはり町民はやはり身近な生活を考えた時にやはりそういった町議選が大事だという部分では強い関心を持っているのかなと思っていますので、それは町民を信じてその辺は投票率が向上するであろうと考えてございますので、その辺をよろしくお願ひしたいなと思います。それともう1つ投票所車ですか。この部分につきましては、今答弁の中では今のところ検討する余地はないということでお話をしました。名取議員から縷々実施している町村の事例をお話いただきました。この部分についてはそれぞれ各町村、投票率を上げるためまた投票機会を拡大するといった部分でそれぞれ創意工夫をされているのかなと思っています。ただ、全道的にもまだ事例が少なくございますので、本町においてもさらに研究を重ねながら答弁でも申し上げたとおりその選挙人名簿照合システムの導入ということで生じる地域に出たその移動投票所の車と役場、保健センターですか。保健センターで期日前投票するその辺の名簿との連動性というものを構築していかなければならないというようなこともありますし、人員の確保、最低でも投票管理者1名、立会人2名、事務専従者最低2名、こういった人員確保も必要になってきます。こういったところでは立会人がなかなか通常選挙においてもその立会人の方が探すのが難しいというような現状もございますので、その辺もどうクリアできるのかなといった部分もあるのかなと思いますし、1番大事なのが投票の秘密性の確保という分で車両を行う場合にはやはりその投票記載場所をどのように確保するのかと、そういった問題も出てきますし、安全性の確保、投票用紙、投票箱の管理といった部分も今後どのような形で進めていくのか、それらの諸問題を解決して、どのように解決をして導入するかしないのか、それは今後の研究課題として残るのかなと思いますので、そういった意味で選挙管理委員会としても投票率の向上に向けて様々な小さい活動も行ってきてございます。そういった意味ではさらに選挙管理委員会としてもしっかり投票率向上に向けて努力して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○4番（名取明美君） これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で4番 名取君の質問を終わります。

次、2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきます。今回の項目については社会福祉、件名についてはフレイル予防など介護予防の取り組みについてということでございます。たまたまなのですけれども、一昨日3月10日の新聞に介護保険の2号被保険者40歳から64歳までの介護保険料が全国平均で6,360円というような報道がありました。過去最高を更新したということでございます。ちなみに65歳以上の高齢者の1号被保険者の保険料は全国平均で令和6年度からの金額で6,225円ということでございます。本町は5,900円ということであるわけですが、今後7千円、8千円というような推計もございますので、ちょっと余談が許せないと思っております。また美深町の決算説明書が毎年出ますけれども、ここには介護保険の要介護認定率というのが載せてあります。65歳以上の皆さんの被保険者のうち介護認定を受ける方がどのくらいいらっしゃるかということで、これが、介護保険制度がはじまった平成12年度を調べますと12.3%ということだったのですが、いきなりちょっと22年飛ぶのですが、令和4年度には7%増えて19.3%になっております。美深だけの傾向ではないと思うのですけれども、次の5年度は19.6、それから令和6年度19.7%ということで徐々にじわじわ上がって来ています。いずれ20%というのもちょうと見えてくるのですけれども、これは高齢者の皆様の中でもさらに高齢化が進んでいるということも要因だと思うのですが、なんとか逆転は難しいにしろ維持できないかな。もちろん必要な認定は受けていただくというのが私の立場ですけれどもそのように考えております。そういうことでいいますと介護保険だけでなく一人一人の健康、幸せのためにも介護予防が必要だと思います。それから去年の6月と9月に後で出てきますが、名寄市の大学のフレイル予防に関する講座に参加させていただきました。生活習慣病ですとか、がんの発見や早期治療のためには健康診断、検診はもちろん必須だと私は考えておりますけれども、合わせて筋肉の減少などフレイルの予防も大切に住民活動を広げていくということのようです。美深町でもフレイル予防の講演会ですとか取り組み本当に幅広くされていると思いますが、今日はそういったことについてうかがっていきたいと思います。質問の要旨を述べたいと思います。今定例会では、令和8年度の町政執行方針が町長から示されました。令和9年度から向こう3年間の第10期介護保険事業計画（併せて高齢者保健福祉計画）もつくりますけれども、その策定に取り組むとされ町長は「高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指してフレイル予防の取り組みを積極的に推進するとともに社会参加や外出支援、生きがいつくりの取り組みへの支援を継続します」としています。大賛成でございます。また、以前の介護

保険料の低減に向けた一般質問をさせていただきました。これは丁度2年前の3月ですけれども、町長からは「介護予防事業等に取り組み各地区のサロン活動など町民の意識も高まっていると感じており、今後も町民とともに介護予防、健康寿命を伸ばす取り組みを推進したい」という旨の答弁をいただいておりますけれども、新年度令和8年度の計画づくりに向けて介護予防に関する取り組みの現状と今後の積極的な推進の考え方について伺います。4つに分けて伺います。1つとしまして、令和8年度予算案には現在提案されていますが、計画の策定に先立つ実態調査委託料というのが計上されておりますが、いわゆるアンケート調査の内容は国の指針などによるものなののでしょうか。またこれまで一人一人個々の身体状況や生活面などの設問も多かった印象がありますが、これらの結果どう活かされて全体的な傾向分析というのでしょうか。そういったことに活かされたのかお伺いをします。2つ目ですけれども、フレイル予防をはじめとして現状の介護予防に関する主な事業の対象と参加状況にはどのようなものがあるか、町主体のものとおわせて町民主体のものも含めて状況をお聞きしたいと思います。それから2つ目ですけれども、2つ目また令和8年度の新たな取り組み、あるいは改善や充実を進めようとしている取り組みがあれば伺いたいと思います。3つ目です。先ほどもちょっと申し上げましたが、昨年、名寄市立大学が中心になってフレイル予防の取り組みが進められておまして、運動、栄養、社会参加を柱に、フレイル予防に関する最近の知識の普及、さらに住民が中心となった継続的な活動、身体状況の把握、そして相互の交流など、大変意義深く感じたところでございます。本町においても参考にされて従来の取り組みや町民の主体の活動もあくまで生かしつつ、ハイリスクな方々へのアプローチに加えてより早い早期で予防的にかつ町民の皆さん相互の交流にも繋がるような自主的運営も含めたポピュレーションアプローチというのでしょうか。そういったものを進めていくべきと考えているのですが、いかがでしょうか。最後4つ目ですけれども、今3で申し上げましたような取り組みに加えて美深のここに書きませんでしたけれども、スポーツによるまちづくりということがあると思います。若いころからのスポーツ、運動習慣の定着、健診など保健事業や食生活改善など元気なうちから戦略的にといますか、町長が先頭になってこれはどうしてもひどいという意味はないのですが、どうしても陥ってしまう縦割りというのを克服して保健福祉課だけではなく教育委員会など全庁的な意識をもって横の繋がりをもって取り組むことが必要な時代と考えますがいかがでしょうか。以上、質問いたしますので答弁よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） フレイル予防など介護予防の取り組みについて望月議員からご質問いただきましたのでご答弁を申し上げます。1点目の介護保険事業計画策定に伴うアン

ケート調査に関してのご質問でございますが、厚生労働省が示した調査票を使用して実施する予定でございます。これまで実施したアンケート調査の結果につきましては、高齢者の生活機能の低下リスクや外出状況、地域活動への参加状況などを分析すると主にフレイル予防対策が課題であると受け取りまして、フレイル予防に関する知識の普及のための広報活動やフレイル予防教室の開催を行って参りました。その他、生活支援事業などの検討資料にするとともに、介護保険事業計画の策定における基礎資料として活用致しました。

2点目の現状の介護予防に関する事業の対象と参加状況、新年度の取り組みに対してのご質問でございます。町民が主体となって行うものとしましては、フレイル予防を目的とした内容で開催されている介護予防サロンが町内自治会等を中心に7サロンございます。町民以外が行うものとしましては、美深町社会福祉協議会が開催しております介護予防サロン、いきいきサロンがございます。対象となる方は概ね65歳以上の方で登録制となっております。現在登録者数は41名で、介護予防サロンの平均参加者は夏場では25名、冬場の参加者は33名と増加しております。町では令和7年度からフレイル予防教室を開催しております。対象は75歳以上の要介護認定を受けていない後期高齢者で3回シリーズで実施し、13名の参加がございました。令和8年度につきましては、75歳以上の健診受診者で心身機能の低下が伺われるハイリスクの方にフレイル予防教室の参加を個別に呼び掛けてフレイルを予防するために必要な知識を学んでいただき、日常生活の中で実践していただけるよう取り組んで参りたいと考えております。フレイル予防教室は健診後の秋と冬の2回開催していきたいと考えております。3点目のご質問についてでございますが、議員がおっしゃるとおりフレイルを予防するにはハイリスク者の支援に加えてできるだけ早い段階から地域全体で予防に取り組むポピュレーションアプローチを進めていく事も必要であると考えてございます。過去には町民が主体の介護予防、フレイル予防を目的として平成25年度に議員もご承知かと思えますけれども、仙台大学のご協力をいただいて教育委員会と保健福祉課が連携して介護予防サポーターの養成に取り組みました。また令和5年度には町独自で介護予防サポーター養成講座を行っております。受講していただいた皆様には元気あっぷサポーターとして社会福祉協議会や地域サロンで介護予防活動にボランティアとしてご活躍いただいております。さらに今年度からはじめましたフレイル予防教室についても元気あっぷサポーターの皆さんのご協力をいただきながら地域での活動に結びつく取り組みとなるよう引き続き開催して参りたいと考えております。4点目の若いうちからの健康づくり対策についてのご質問ですが、健康づくりは病気になってからの対応ではなく若いころからの健康習慣の定着、予防的な取り組みが重要だと認識しております。議員がおっしゃるとおり健康づくりは保健分野だけで完結するものではなく

学校教育における体力づくりや食育、さらには生涯スポーツの推進など教育委員会をはじめとする関係部署との連携も大切であると考えてございます。今後につきましても若い世代から高齢期までの切れ目ない健康づくりを推進するため関係部署が密に連携し運動習慣の定着や食生活の改善などの取り組みに努めて参ります。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁をいただきました。1つずつと言いますか特に異論があるということはあまりないのでございますけれども、確認というか、させていただきたいと思っております。まずは1項目目の実態調査の関係、アンケート調査になると思うのですけれども、これについては前回は若干記載ありました厚生労働省のものを示された内容がほとんどなのかなとは思っておりますけれども、今年度予算案では286万円の予算案となっております、3年ごとに行っていると思っております。最近では現在10期に向かっているのですが、8期に向けたアンケート調査は令和2年、6年前に行っています。それから第9期に向けては令和5年、3年前に行っております。2つあるのですが、一般の方向けの介護予防日常生活圏域ニーズ調査というものを今日はお話したいのですけれども、令和2年度6年前の調査では、令和2年度、5年度いずれも450人に配布をされておりました、令和2年度は265人、58.9%の回答があったということです。続く5年度には286人、63.6%の皆さんが回答を寄せていただいたということで、少ないと思う方もいらっしゃいますが、21人4.7ポイントほど増加しているということで大変いいことだと思っております、今後も取り組みをお願いしたいと思っております。町長からも参考にしていましたということで、答弁いただいたのですが、色々な項目がありますが例えば健康についての記事や番組に関心がありますかというような質問がありますが、関心がありますという方が86%と非常に高いものがあります。関心ありませんという方が10%ほどでしたけれどもさらに今日の関係でいきますと生きがいの有無ということで、生きがいがありますかということについては52%。思いつかないという方は、あまりさらに聞くということはあまりないのであれなのですが、36%が思いつかないなというちょっと方もいらっしゃいます。それから今日の質問と関係あるところでは、地域での活動ということでボランティアグループ、スポーツグループ、趣味、学習、教養、社協の元気アップサロン、老人クラブ、自治会という7つの活動についてどのくらい参加していますかというような質問があって、今回申し上げたいのは参加していないという答えがどの項目についても60%から70%になっているということでございます。当然週1回、4回参加していますというのもあるのですが、参加していないという方が60%から70%あるということで、この辺がちょっとできるだけ多くしたらいいのだろうなと思っておりました。一番参加しないが少ない

のが自治会の活動で、それでも50.7%が参加していないというようなことだったということです。この辺も向上していく、参加する方が向上すればと思いますけれども、さらにもう1つだけ、地域活動に例えば健康づくり、趣味などの活動、生き生きした地域づくりを進めるとしたら参加したいですかという問いがありまして、既に参加しているというのも6.6%あって、それから参加したくないという方は依然と33%ぐらいいますけれども、是非参加したい7%、参加しても良い45.5ということで合わせると52%以上の方が参加してもいいなと感じていらっしゃるということです。さらに普通に参加ではなくて、企画・運営役としていかがですかということについても33%ぐらいの方がそれでもいいですというような答弁、回答があるということであるならば健康などの関心のある方が非常に多いということがある。あるいはただ地域活動に参加していない方は少し多い。でも参加しても良いと考えている方も実際は多いというようなことがずっと私見たところだけですけれども、みられるのかなと思います。先ほども町長参考にしていくということをしてきたし、今後も参考にしていただけると思うのですが、特に答弁に異論ということではないのですが、2つほど確認といたしますかお願いをしたいと思うのですが前々回58.9%それから前回63.6%ということで段々増えてきました。今回も是非多くの皆さんを対象にご協力をいただいて、回収率の向上に努めていただきたいという願いが1つと、あわせてもう1つですが、3年に1度の絶好の機会ということになると思いますので、先ほど厚労省の内容、基本になるのは必要なんだと思うのですが、是非本町の状況に合わせて独自のこともあるようであれば必要に応じて設計していただけないかなと思っております。要するに計画策定に十分活かす、あるいはそれに止まらずその後の施策に参考になるようなことも聞いていただけないかな、そして役立てていただきたいと思います、この2つですね。町長いかがでしょうか。

○議長（南和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 再質問で実態調査といたしますか、アンケートの回収が前回、少し増えているということで、さらに増やす方向でというようなご質問かなと思いますけれども、そのような形で努力していきたいなと思っています。また本町独自の項目等については担当課の方で協議していただいて必要なものがあれば検討することもやぶさかではないかなと思っております。

○議長（南和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、答弁もいただきましたけれども、非常に読み込みますと参考になることだと思いますし、良いことだと思います。アンケート調査自体が関心を高めることにも繋がると思いますので答弁をいただきましたけれどもよろしくお願ひしたいと思

います。次に2つ目のことですけれども、町長の方からも介護予防のサロンですとか社協さんの事業についても報告といたしますか、答弁いただきました。去年からフレイル予防教室ということでまさに進めていただいて若干ハイリスクの方を中心にはなっているということだったのですが、私もこれまでの色々なところに出てきましたけれども、もちろん全然やっていないかという趣旨は全くなくて町が主体で行う事業あるいは町民主体で行っているもの、沢山行われていると思ひまして、感謝あるいは敬意を表したいと思うのですけれども、私も最近といたしますか参加させていただいたものとしてはこれはちょっと古いのからいきますと令和6年の2月に行われたオレンジかふえの中のフレイル予防についての保健師さんのお話ということでもう既にこの当時から運動、栄養、社会参加というような項目になっているなと思ひました。できる範囲で体を動かしましょう。それによって筋力が向上します。心に良い影響を与えます。脳の活性化や認知機能が上がります。それから栄養では色々な食品を組み合わせさせて楽しみましょう。タンパク質、ビタミンDなども大切です。それから嘯む力も大切です。というようなお話。それから社会参加ではできるだけ外出や交流をしましょう。地域で人と関わりましょうというような内容がすでに始まっていたと思ひます。さらに最近でいきますと11月に行われました地域包括ケア講演会、名寄大学の栄養学科の先生、食事で支えるフレイル予防、いつでも生き生き暮らすためにということでこの先生は美深の農家の方とも連携があるのかなと思ひますけれども、栄養の話が中心でしたか、でも最後は筋肉の筋力の低下を予防しましょうですとか体の状況のことにも触れていただきました。本当に一貫して進めているのだなと思ひます。それから住民主体のことを町長からも答弁の中でありました。私も社会福祉協議会の方の会合で頂いたのですが、美深町サロンマップということで先ほど町長がおっしゃっていただいたことが載っているのだと思ひます。第一自治会、ふまねっとクラブ、シニアクラブ、それからこれでは脳トレですとかフロアカーリングもやっている。第2自治会は井戸端の会ということで運動、茶会それからフロアカーリング、これは毎週やっているということのようです。第3自治会はちょぼらの会、脳トレ、ゲーム、歌、お茶会月1回、それから第4自治会は、第4自治会サロン、ふまねっと、スカッとボールなど月2回、それから第5自治会も第5自治会サロン、ふまねっとなど月2回、それから男だけの健康教室ということで第5自治会行っております。ふまねっと、体操、それから飲み会もやるということのようです。フロアカーリングもされている。それから新生についても元気クラブということで生き生きサロン、フロアカーリングなど行われております。それからここには南自治会ということでシニアクラブ、生き生きサロンということで、ふまねっと、ぼっちゃということで行われているということでもあります。さらに町長からも言及ありましたけれども社協の

生き生きサロンが毎週火曜日、さらに笑うヨガのサロンもありますし、ゲートボール、インドアゴルフ、他にここには載っていませんがパークゴルフですとか歩くスキーというのも本当にいいことだなと思って見えています。それから最後になりますが、最近消費者協会さんでもセミナーがあって健康は食生活からという北海道の消費者協会さんのお話でした。これも最終的にフレイルを予防していきましょうというお話がされておりました。そういうようなことで全然されていないということではなくて非常に私も資料などを見ていく中で多くの取り組みがされているのだなと思いましたが、ただ少し感じたのが2つぐらいありまして、私もそろそろ年代がそういう近づいてきているのですけれども、もしかしたらもう入っていてもいいのかもしれませんが、なかなか町、町民の皆さんの活動状況というのがなかなか外側からはちょっとわからないなというのが感じたところです。感じているだけだと思うのですけれども、それから例えば口コミで入っていくのか、年齢になったら教えてもらえるのかなとかそういうようなちょっと感じたところです。それからもう1つは色々講演会などで継続した運動が大事です、食事に気を付けましょう、積極的に外出しましょうというのはもちろんあるのですけれども、次の日になったらちょっと普通になってしまって次の講演会の時にそうだったということで思い出したりすることで、入っていないからだとおもうのですけれども継続的に活かされているかどうかということがちょっと心配になったというのがありました。ただ答弁で頂いた以上のことは再質問ということはないのですけれども、そういったことが気になっているということでございます。それから3つ目ですけれども、これについては以前仙台大学さんとの関係もありましたし、現在はフレイル予防教室でサポーターさんですか。元気アップサポーターさんというのもしらっしゃって色々なサロンにも入っていただいていると思います。名寄の大学については、去年の6月にフレイル予防を住民の手でということで、新聞にも出ておりましたけれども、6月に東京大学の高齢社会総合研究機構というところが提唱しているのですけれども、道内では名寄がはじめてで全国で106番目ということで全国年の離れた多世代と一緒に活動するというのは全国ではじめてということだそうです。6月にそちらの先生が来て講演をして9月にはオンラインで養成講座をおこなっております。去年はシニアの方26人と大学の学生16人が初代のサポーターということになったということで、10月になりましたら名寄市内の商業施設などでイベントも開かれたということです。その後、各町内会などでフレイルチェックということで、例えばこういう手で輪っかを作ってふくらはぎの筋肉の太さを確認するといったことですか、11のチェック項目があって栄養、口腔、運動、社会性というようなことでこういうような様式に基づいて継続してみんなでチェックをしていくというような取り組みですね。これもフレイルサポーターと

というようなことで養成をされて活動するというこのように、講習が終わりましたらこう
いうことで修了証というものが出されるということのようなのですけれども、私はあくま
でも先ほど来、町内での活動も活発であると思いますし、新しい物をもっと別に作れとい
うことは全く考えておりません。今あるこれまでのグループあるいは活動、イベントをそ
れをさらにちょっと充実といったらあれですけれど、という考え方でございます。さら
に色々な場でこれはサポーターの人が色々なところに行って健康チェックをしていくとい
うようなこともあったりで広く目に入って来る活動にもなるのではないかと思ったりし
ます。それらによって先ほど私のちょっと心配した継続的に体の状況と一緒に確認し合
うと。あるいはかなり高齢になってもこれはできないことではないということであら
るのではないかと思ったりしております。専門職の皆さん、保健師の皆さんはじ
め人材には限りがあると思いますので、町民の皆さんのお力もお借りして、現在す
でにそうかもしれませんけれども効率的に進められると思いますし、場合によっては
名寄大学の助言ということもあるのかもしれませんが、私は話を付けてきたというこ
とは申し上げませんので、そういうことはしておりませんが、参考にさせていただ
けないかなと思っておりますが、ちょっと長くなりましたけれども町長ご意見等ござい
ますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） たくさん聞かされたので、整理つかないですけれどもご
質問の中にも名寄大学のフレイル予防の取り組みについていただいたのかなと思
います。本町においても参考にされ従来の取り組みや町民主体の活動も活かしつつ
という形でご質問をいただいたところで、まさにごもっともかなと思っております。
名寄市立大学の人の繋がりを重要視して行っているフレイル予防取り組み、これら
も非常に参考になる部分はあるのかなと思っております。名寄の人口規模、また
名寄は市立大学もあるということで本当に孫の世代、高齢者と交流しながら住民
同士が支え合いながら続けていける活動大切にしている部分は同じなのかなと思
っております。美深町もこの間、美深ならではのスタイルで進めてきた部分、こ
れを大切にしながら新たな取り組み等についても是非参考にしながら関係団体
とも連携しながら、さらにフレイル予防の普及そして地域での取り組みを充
実に努めて参りたいなと思っております。また新年度第10期の計画の策定という
こともございますので、色々な引き続きアドバイスをいただければ有難いなと思
っております。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 参考にさせていただくという答弁をいただきました。それ
ぞれ町長、行政のことですし、私たちは民間ということになるかと思いますが、互
いにそういったこ

とを議論、時にはさせていただいて充実していただければと思いますのでよろしくお願ひします。最後、それから東京大学の先生のお話としてはフレイル予防というのはまさに地域づくりにも繋がるのではないのでしょうかということがあります。また何か情報等ありましたら寄せさせていただこうと思いますけれども、それから最後の項目については町長からも若いうちからということが大事だし、習慣づけというものも大事だということで連携を密にして進めていただくということで心強い答弁をいただきましたので安心をしたところでございます。今朝の新聞にまた記事がありまして、運動週一回以上51%ということでスポーツ庁が25年度の調査結果、去年の調査結果を発表したということでスポーツ実施状況に関する調査結果ですか。国のスポーツ基本計画では目標が70%ということですが51%になっているということです。都市部が高く降雪地域は低い傾向にあり最も低かったのは山形県ですが、北海道も49.4%ということです。最初の方で申し上げましたけれども、スポーツによるまちづくりということも町は大事にしていると思います。現在多額の費用をかけまして体育館も改修しております。耐震アスベストの他にも冷房の整備もしていただきます。私も筋トレですとか歩くマシーン時々行かせていただいておりますが、すごく環境よくなるなど楽しみにしておりますし、スキー場ですとかパークゴルフ、美深は体育施設非常に大切にしてきたと思います。さらにCOM100ですとか、ほっとプラザもありますけれども、これから維持費がどうなっていくかということもあるのですが、是非有効活用をしていけたらと思います。色々申し上げてきましたけれども、町長、教育長、副町長も非常にご多忙で体を動かす機会もないのかなと思いますけれども、是非先ほど答弁いただいたように皆さん連携してそういった健康づくり、介護予防のまちにしていだきたいと思っておりますけれども、最後に一言いただいて質問を終わりたいと思っております。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） スポーツのまちづくりそのためにはやはり健康でいなければならないということが大事かなと思っています。今、教育委員会ではスポーツクラブをはじめ子どもの体力づくり、さらに20代、50代ぐらいまでの働いている方対象の多彩な内容で、それぞれスポーツ活動を展開しております。保健福祉課の分野ではメタボ予防として主に50代から70代に向けた運動強度を変えて午前中は運動強度低めの方、午後からは運動強度高めの方ということで、それぞれ被らないようにまち全体で健康づくりを進めていく必要があるということで進めているところでございます。また包括支援センターではフレイル予防教室や事業対象者、要支援者向けの運動機能の向上教室も行ってございます。それぞれ教育委員会、保健福祉分野含めてそれぞれ対象を住み分ける中で、上手く回るような形で健康なまちづくり、スポーツを通じたまちづくりを進めて参りたいなと思っ

ておりますので、引き続きご支援アドバイスいただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 町長是非先頭に立ってよろしく願いいたします。終わります。

○議長（南 和博君） 以上で2番 望月君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、一般質問。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 東日本大震災はじめ全国各地で災害に遭われた方に改めましてご冥福をお祈りいたします。それでは一般質問をはじめます。項目 教育。件名 教育行政について。質問の要旨。教育行政執行方針の中、義務教育の充実について「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に基づき「何を学ぶか」ではなく「何ができるようになるか」を明確化するとともに主体的・対話的で深い学びを目指す教育活動を着実に推進するとありますが、今後の教育行政について次のことを伺います。1つ、令和7年教育委員会会議の中、児童生徒質問用紙で将来の夢や目標を持っているかとの質問で、全国・全道に比べ低い割合になっているとの指摘がありました。自分に自信がない、積極性がないなど自己肯定感が低いことが学校としての課題として捉えていると述べられておりますが、どのような具体的な取り組みを考えているのか伺います。2つ、過去5年間の全国学力学習状況調査を見ると年度においてのばらつきはありますが、総じて国語（書く・読む・聞く・話す）が低いと思うが、これらの状況に関し、改善方法を伺います。3つ、学校運営協議会での課題と課外授業におけるスポーツ関連の指導者の充実、主権者教育の考えも伺います。4つ、令和7年3月に議会で高校1年生対象の出前授業を行いました但那中の意見で学習塾の要望がありました。美高卒業生の進路で大学、専門学校への進学状況は、2024年、2023年で4名程度ですが、2025年は7名が進学している。地元と他の地域からの入学数が同じぐらいの状況下で学校存続に向けた必要性和同時に学力向上も求められます。給付型奨学金をはじめ、様々な補助事業を実施しておりますが、少子化に対応した学習塾の考え等を伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 教育行政についてご質問、4点についてご答弁申し上げます。

1点目の将来の夢や目標に対する質問に対する自己肯定感についてですが、過去には全国平均より高い年や平均値に近い年もありますが、令和7年度は全国平均より小学校で16ポイント、中学校で8ポイントほど低い結果となっております。この結果になった要因は抽象的な質問に対しては自己決定が控えめになっているところがあるのではないかと考えております。例えば同じ質問用紙で生活習慣における質問で、毎日朝食をとっているか・同じ時間に寝る・起きるなどの具体的な質問に対しては全国より高い傾向を示しております。そうした状況を捉え学校では、責任を持たせたその達成感から自信を持たせ、積極的なアウトプットに繋げる取り組みをしているところでございます。2点目の全国学力学習状況調査についてご答弁申し上げます。小口議員のご指摘どおり小学校の国語、書く・読む・聞く・話すは低い傾向となっております。これについても1点目の答弁と重なるところがありますが、具体的な質問でないとなかなか積極的な回答ができない傾向が教科的にも現れているものと思われまます。そうしたことから感想や事実を書くなど、中には書くことが苦手な児童・生徒には具体的な事項を加えてアウトプットを重視する授業方法をとっております。また月1回開催の校長会・教頭会の議題としても協議の場を設け、小学校と中学校の連携・継承を図って参ります。そうした取り組みにより現在の中学校3年生は小学校6年生の学習状況調査の結果は同じような低い状況でしたが、今年の3年生は全国平均を上回る結果となり、一定程度事業改善の結果が表れているものと考えております。次に3点目の学校運営協議会の課題と課外事業におけるスポーツ関連の指導者の充実、主権者教育についてですが、協議会での課題と指導者の充実、主権者教育については関連した答弁とならないことについて、まずは申し上げます。はじめに協議会の課題ありますがこれも1点目に関連しますが、肯定感について学校の取り組みだけでなく、コミュニティ・スクールや家庭でのあり方など一体的に取り組み、自身を持たせることが重要としたものでございます。次に主権者教育については、学校において様々な形で実施しており、教育委員会としては不足する教材や講師を招いての学習機会など要望がある場合には対応を検討して参りたいと考えております。指導者の充実については、現在の少年団や中学校部活動指導者は、先生や役場職員、スポーツ団体の方など指導者不足の中、皆様にご理解とご協力を得て行っております。教育委員会としては各スポーツの指導者に対し研修や資格取得、更新時の費用の助成や美深町スポーツこども文化未来基金による保護者の負担軽減を図っているところであり、今後も継続して参りたいと考えております。4点目の少子化に対応した学習塾の考えについて申し上げます。まず、美深高校の令和7年度の卒業生の進路状況は22名の卒業生のうち12名が進学となり、その内4名が国公立大学となっております。これに

については各種模擬の支援や奨学金制度の効果が現れているものと思われます。次に道内公設塾の状況ですが、少子化や学校の魅力を目的とした高校生を対象とした箇所が多く見られます。公設塾の実施方向については、リモート・専属講師・ボランティア・協力隊・一般学習塾との連携、また費用負担は保護者負担・一部保護者負担・全額設置者・ボランティアの無償化など様々であります。この実施方法から推測しても、どの形態が相応しく効果があるか現段階では判断は難しく苦慮している表れと思われます。まずは、先進地の状況などを検討してからと考えております。以上4点についてご答弁申し上げます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 1つ目からお聞きしますけれども、私も携わっているわけではなくて詳しくは話せないですけれども、これ全国全道の学力検査なのですが、令和4年度小学生の円グラフで表示されているのですが、大変こじんまりして、なかなか全国平均にはいっていないような状況が見受けられました。また、中学校では同じ4年度ですけれども、全国平均を上回る状況です。5年度になりましたら国語が今度は全国平均に近い数字になりました、中学校では国語、英語、数学がちょっと苦戦している状況でした。6年度は小学校で国語が上昇、算数を下回る。中学校では国語が下回る。数学はもう再上昇していました。7年度は質問の要旨に述べたとおりですが、中学校はほぼ平均になっておりまして、数学は最上のランクにいらっているような私の認識でございます。それで過去にもこの質問はしたのですけれども、円グラフが表示されている全国平均に近い数字でずっといらればいいのですけれども、なかなか本当にどのように分析すれば私自身もわからないのですけれども、バラつきが非常にある、これは何の原因なのか。そこら辺はちょっとお聞きしたいところですが、そこら辺の状況等でコミュニティ・スクール等の話ですとかそういうようなのはどういう状況で学力向上を行っているかお聞かせください。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） コミュニティ・スクールにおいては各中学校、小学校からこの結果について話をしております。そうした中ではやはり小学校の時もそうですけれども中学校への引継ぎも重要でないかという中で、色々な方法を取りながらやっているのですけれども、例えば調査、リーディングスキルテストといいまして、その6項目ぐらいあるのですけれども、そこで個人的に弱いところ、強いところを見極めまして要はそうなる個々のあった、応じた学習方法、指導方法となるのですけれども、それを実施したことによって小学校の国語授業でいきますと当然改善をしているというような状況でして、本当に学校では一つ一つ、個人個人、分析しながら一生懸命やっている結果だと思えます。そういう部分をコミュニティ・スクールでも指摘しながらこういうテストをやったらいいのでは

ないとか分析しながら現在やっているような状況でございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今、リーディングスキルテストというのですか。これ教育委員会会議でその報告はされているようですけども、これは中学校の1年生のみとなっておりますが、これは小学校対象にもなるのか、それとも中学校、中学生1年生だけでいいものなのかどうなのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） まずは学力調査については6年生ですから、まずはそこから中学校に行った時にまず1番最初にやって、3年間でその弱いところを見つけながら学習していこうということで2年生でやったり3年生でやったりするよりは1年生でやっている部分が効果があります。小学校については、今教師が一方的に授業をやるのではなくて、単元が終わることによってその感想や色々な手法で書かせることを重視したり、当然新聞も購読していますのでそれを読ませたり、そういう部分で1つ1つ取り組んでいるところでございます。そして1つでは終わらないで町協研という全体の会議があるのですが、そちらの方でもそちらの学力について打ち合わせしながら町協研の方には小学校の先生、中学校の先生もいますので、そうすることによって中学校の引継ぎもできるだろうし、小学校の教員の認識としても事業改善に取り組んでいくということで、この事業改善については美深小学校については職員的な研修を約今年で20回やっていますので、本当にこれほどの事業改善に向けて努力しているというのは、教育長としても本当に嬉しいことかなと考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかりました。3番目の課外授業等についてちょっと質問いたしますけれども、今これ少子化とか先生の働き方改革などによって部活動も美深町単独ではチームが組めないような状況で、混合によって、他町村の混合によってチーム編成するようなことになっていますが、これは移動等とか指導者に対して課題があるのではないかなと思っていますが、そこら辺の考えはどのようになっていますか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） これは美深町だけではなくて特に少子化に悩んでいる、全国的に少子化に悩んでいるのですけれども、単一校で1つのまち、単一校で少子化に悩んでいるまちは当然皆同じ課題だと思いますけれども、1つのまちでチームスポーツの1チーム組めないというような状況でいくと美深町も名寄市、下川小などと連携して当然、音威子府、中川もあるのでございますけれども、今も現在も連携しております。その移動手段というの

は毎日同じところで同じ町で一色単に例えば合同でチームを組んだ時に名寄に行ったり、中川に行ったりして練習できるかというとなかなか授業が終わってからなので難しいので、週末とかお休みとかそういう部分では合同ではやってはいるのですけれども、例えば野球ですと9人いるのですけれども、5人しかいないとなれば、そこを地元で5人で練習しながらまた合同で行くというような非常に難しい大変な環境でみんな頑張っているなど考えております。そして将来に向けても全く動いていないわけではなくて、その辺については一昨年までは、担当の方で色々な話をしていたのですけれども、本当にこの1月になってからなのですけれども、私、自ら行って各団体の方と話したりもしていますので、方向的にはもうそちらの合同的なスポーツ団体との連携を図っていかないといけないのかなと考えています。ただそのためには美深のスポーツ団体のご理解とご協力を得られないとならないので、そこは丁寧に、今後まずはその団体の方のご理解ご協力を得なければなりませんので、その辺のコンセンサスを今後とっていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） スポーツ協会等の方ですね。指導者といいますか課外授業に携わっておられる方もいるのではないかなと思うのですけれども、大変その方に対しては本当に敬意を表すものですが、やはりそういうような子どもたちがやりたいものをやれるような環境をつくるということも私は大事だと思いますので、そこら辺の後段にもこの後も入ってこようかと思いますが、地域協力隊等もそういうスポーツで呼べるという項目もございいますから、そこら辺の考え方はちょっとどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 当然、協力隊でスポーツ関係の方を振興として募集することも考えがえるのですけれども、一旦ちょっとこの間なかなか仙台大学とも連携を取れていなかった部分が否めませんので、それらを含めながら色々な方向を模索していきながら、まずは子どもたちのやりたいことがやれないという環境だけは防ぎながらやっていきたいというのがまずは第一優先かなと。そのために昨年度というか、令和7年度もなかなか中学校ではなかった部活で、小学校からの保護者や子どもたちからの要望にお応えして、他のまちと連携して何とかそういう環境をつくってきていますので、まずはその直面している子どもたちの要望に応えられるスポーツができる環境を作りながら指導者についても並行しながら進めていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかりました。子どもたちが希望する種目が是非できるようにご尽力いただきたいと思います。主権者教育と質問の項目にありますので、私も兼ねがね主

権者教育行っていただきたい、公民か何かの科目では行ってはいると思うのですが、私ははっきり言いまして先日の仁宇布の交流授業に参加させてもらったり、美高の生徒と話す機会を与えていただいてその中ではしっかりした考えを持っていて、本当に驚かされるばかりですけれども、よく過去には子ども議会等の提案もさせていただきましたけれども、益々私は重要な観点かなとこの頃つくづく思っています。やはりせっかくこういう施設というか議場もあるわけですから、やはり実際生で生徒たちの意見を聞いてまちに対しての考え方だとかそういうのをやはり子どもたちにも発表する機会を是非作っていただきたいと思うのですが、その考えももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 主権者教育という繋がる部分がちょっとあれなのですけれども、実は文科省の中等教育課程とか、学習指導要領なのですけれども各年代、小学校、幼稚園からあるのですけれども、主権者教育というのを細かく決められております。その中でその段階を超えてだとか新たなものを入れるというのはまた後で出てくるかもしれないので、そこは教育委員会としては後押し、サポートする立場は、これは守っていかなければならないのかなと思っています。それで仁宇布の今年だけではなくて、昨年度も自分たちで町に勧ぐる提案書だとか色々なのは見て、私は見て、聞いたりしていますので、それらはやはり町政の例えば教育委員会でかかる部分については教育行政の方でやるので、ただ全体の話になると私がお答弁できるのかどうか分からないのですけれども、町議会全体ここに招いて。それについては教育委員会としてはサポートできるという部分は当然町長さんにも提案するし、町長部局にも話はするのですけれども、いずれにしても作りっぱなしではなくてそれを見せてもらったり何かしてまして、それは今年だけではなくてずっと仁宇布の子どもたちは提案書みたいな自分たちで考えてお金を稼ぐ方法だとか色々なことを考えて色々なことを私が思うにはそれを見たのですけれども、内容は兎も角かなり色々な小さなことまで町政について、町のことについて調べているなど。これだけでも有意義な提案書なのかなと私は考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 是非ともそれを町の方に、町理事者の方になかなか良い返事は戻って来ないです。教育長だけは振ったら良い返事くるかなと思ったらさほど良い返事も来ないし、本当に考えているのかなと、本当、私自身のやるせなさを感じます。4番目にいきますけれども、行政執行方針、教育の行政執行方針の中に山村留学や英語教育をはじめとする特色ある教育活動と魅力ある学校づくりを推進するため、幼小中高養学校合同研究懇談会を定期的に開催し、幼児センターから高校生まで校種の枠を超えて美深の子どもたち

教育を推進すると書いていますけれども、まさにこれ幼稚園から高校までの流れが大事だと思います。それでその学力検査等の質問も書いたのですけれども、やはり繋がって義務教育も小中ですから、高校はやはり試験も終わって入ってくるのですけれども高校の例をとると、名寄から来る方、生徒が美深町の生徒より多い現実がありました。これはどういうことかなと思って自分なりに考えているのですけれども、学科の問題等も名寄は情報技術科というのですか、それと普通科、美深は普通科だけですよね。普通科だけなら弱いのではないかなとちょっと今回の一般質問をやる時に思ったのですけれども、美深町は本当に教科書の副教材の補助だとか模擬試験の補助、資格検定の補助、下宿の補助、講習テキスト代、通学費、特急料金の補助だとか、保護者にしたら大変有難い制度ですけれども、その名寄に行く方も美中を卒業してから美高に入れる方に現実があるのですよ。だからそういうことはやはり特色ある道教委、美高ですから、そぐわないのかもしれないですけれども、特色ある学校というのをつくるならばやはりもう1回考え直して何が本当に必要なのか、学力が1番ならばそこに当然普通科ですから入るのではないかなと私なりに判断はしているのですけれども、その考えちょっとお聞きしたいと思いますね。音威子府とはちょっと話が飛びますけれども、つい最近の保育園留学ですか。を始めたという報道がありましたけれども、確かに私も去年ぐらいに一般質問で保育園留学の話はさせてもらいましたけれども、人間形成にとって来てくれれば、留学生が来てくれれば環境は変わって自分の人生観も段々小さい幼児期であろうと変わっていくと思うのですよね。だから一体になるというのはそういうことが必要ではないかなと思います。それで先ほどいった協力隊にしても色々なジャンルがありますから、どんどん可能性あるのはそういう方を採用すべきだと思いますけれども、その考えをお聞かせください。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） ちょっと多方面にわたったご質問でどこからお答えしていいのか。まず特色ある教育ですけれども、今道立高校ですから美深町が例えば普通科じゃなくて何かをつくるということはできない。ただ普通科でも魅力を感じて名寄の生徒がやはりその強みというのは美深高校の強みというのは教育長としては捉えているつもりで、そこはやはり逆にいうと今のままでいいというわけではなくて、伸ばしていかななくてはいけないのかなと考えております。それとちょっと先ほど交通費の話が出たのですけれども、そこは美深町は美深高校の存続をかけた事業をやっておりますので、ちょっとその辺は町外に通う方については、ちょっとそこは美深高校の存続ですから。そして、あと音威子府の保育園留学の話もしているのですけれども、制度的に設けなくても今美深町の保育園に通園しようとしたらできるシステムですので、その辺は幼児センターではないのですけれ

ども、実は小学校に今年度受け入れているケースがあります。だからそういうことについては、相談が来れば積極的にやっています。そうした中で、あと先ほどのスポーツ関係の協力隊や何かの話もあったのですけれども、それは先ほどご答弁した内容と同様で色々な方向でやはり指導者も不足しているし、色々な部分でも不足しているのでやっていますけれども、幼児センターの職員が若干不足しているのもあるのですけれども、その辺もなかなかはっきりとは言えないのですけれども、色々な多方面、色々な学校と相談しながらやっているというのが今の現状ですので、ご答弁としてはその辺でお汲み取りいただきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかりました。今、お話聞いてですね。美深町は特任校制度も設けていますので、良い制度だなと思いますけれども、それが良いのか悪いのかはわかりませんけれども、まだそういう実態は数字的には何もカウントされたことはないと思いますけれども、今言われた小学生でそういうことがあるというのは大変良いことだなと思います。今いった教育長が答弁なさったキッチハイクの話ですけれども、私も何とかそういうような外部の方に頼らなくても、美深町独自で一時預かり等の話も先立ての一般質問でも聞きましたけれども、可能だという答弁もいただいておりますので、何とかそこら辺を工夫して幼児から高校までの一体になるような施策を是非やっていただきたいと思います。私は大体こんなところですが、最後に何かありましたらお願いします。なければ終わりで良いです。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 幼児センターは幼児教育の現場としては美深町は町営の幼児センターしかございませんので、あとは町立の義務教育の部分では学校ですから当然これは一体的になっています。ただ高校の方は道立なのですけれども、そういう意識ではなくて当然足しげく各高校に行って協力体制をとって相談しながらしていますので、今、コミュニティ・スクールにも繋がるのかもしれないのですけれども、幼児センターと高校、小学校と養護学校、小学校と高校など全ての学校で今実は行き来しながら連携してもう既にやっているのですよね。そういう繋がりを持っているので、教育長としてはもう一体的に道立、町立の枠は超えて連携しているという認識を持っていますので、その点は何かいえばすぐ例えば高校のボランティア活動として小学校に来て読み聞かせをやらせたり、色々な活動を今連携してやっていますので、そうなれば美深高校の高校に対しての魅力化だとか小学校の時からお兄さん、お姉さん、こんな良い人がいるんだとかという魅力化に繋がっています。そういうことは既に各学校の方は連携しながら努力してやっていっていた

だいているということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 最後に学習塾のことを聞き洩らしたと思うので、美高の卒業した後の進路を見ますと、それぞれバラつきは年度によってももちろんあると思いますけれども、大学進学、専門学校等、それと就職です。大体3分の1ずつの人数等になっているようですけれども、美高生の話から学習塾が欲しいというような話もちょっと聞いたものですから、ここに載せたのですけれども、美深町に前回質問した時には塾がありましたので、公営の民間の塾がありましたので質問はしなかったですけれども、今お聞きするとペンだとか筆だとかそういうようなのしか教えていなくて、算数だとか国語、英語等は教えていないというようなことでありました。そこで今美高の立つ位置ですね。3分の1ずつ3つの説明しましたけれども、ある意味、進学校の部類じゃないかなと思うのですよね。そういうことになりますと、やはり先ほどの補助金等の魅力づけの他に学習をさせる環境も大変大事な点が出てくるのではないかと。これは公設、民営でもいいし、民設民営でもいいですから、是非そういうことも考慮に入れた施策、協力隊の話も色々ありますからそこら辺もそれと空き家対策の一環にもなりますから、是非そういう面に向けていただきたいと思いますが、それ最後に終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほどの塾とこの高校の北海道内の学習塾の状況、全国的にそうなのですけれども特に都市以外のところでは高校の公設塾というのを、公設塾の多くは高校です。というのは高校の魅力だとか少子化による高校の受験生、入学者が少ないという中の対策です。美深町としては存続のために先ほど言った教科書だとか模擬だとか将来に向けた奨学金だとか制度をやっています。そういう部分で美深町は美深町独自の他にない制度を運用してそちらの魅力化を持っているということでご理解いただきたいと思います。

○7番（小口英治君） 終わります。

○議長（南 和博君） 以上で7番 小口君の一般質問を終了します。只今から暫時休憩します。再開は午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これより一般質問を行います。項目 社会福祉。件目 難聴対策による健康寿命延伸とQOL向上について。難聴によりうつ病、認知症のリスクが高まると指摘される昨今、高齢化の激しい本町としては町民のQOLを守るためには難聴対策は大きな課題である。そこで美深町として難聴対策の現状と今後の方向性を伺う。1、軽度、中度を含めた難聴者の総数など実態把握は過去から現在までに行っているか。難聴が人間に及ぼす健康や社会的影響についての本町の基本的認識を伺う。2、現在、国では身体障がい者の補聴器補助購入に対する補助を行っているが、基本的に聴覚障がい者としての手帳保持者であることが条件で補助しており、軽中度の難聴者に対する補助は行っておらず、地方自治体が独自に補助を行っている。美深町としての軽中度の難聴者に対する支援の在り方はどのような考えか。健康寿命の延伸、社会参加の促進、QOLの保護の観点から段階的な支援制度の検討の考えはあるか。実施財源としては「介護保険者努力支援交付金」を活用できると考える。難聴高齢者の早期対応や社会参加に向けた取り組みを推進的に行う自治体に交付金を充てる内容である。財源的には他自治体は数十万円での予算で実施しており、仮にこの交付金が利用できないとしても十分に現実的な予算規模での実施が可能なのでは。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員からご質問いただきました難聴対策による健康寿命延伸とQuality of Lifeの向上についてご答弁を申し上げます。一点目の難聴者の総数と難聴が及ぼす影響についてのご質問でございますが、これまで本町においては70デシベル以上の高度難聴者、重度難聴者といいますが、6級以上の障がい者を認定しているものについては押さえてございますが、軽度・中度難聴者の方がどれ程いるか、どのような状況にあるかの調査は行ってございません。保健機関や医療機関で持っているデータも限られたものではないかと思っております。難聴が単に聞こえにくいということが健康面や社会生活に様々な影響を及ぼすことが指摘されておりますので、一定の理解はしているところでございます。難聴が進行すると会話やテレビなどからの情報取得が難しくなり、結果、会話を避けたりして孤立しやすくなります。孤立は抑うつ状態や認知症の発生病リスクを高めるほか、フレイルの進行に関与する可能性が指摘されております。また、職場や地域活動、家庭内でのコミュニケーションにも支障が生じ、社会参加の機会が減少することが懸念されており、特に高齢化が進む中で、難聴が生活の質に影響すると認識しております。2点目、軽度・中度難聴者に対する支援の在り方や支援制度検討の考えについてのご質問ですが、軽度・中度難聴者は日常生活や社会参加において聞き取りの困難さを

抱えていることから、聞こえの改善のための支援は生活の質や健康維持のために重要な施策の1つであると認識しております。本町においては、現在のところ軽度・中度難聴者に特化した独自の支援制度は設けておりませんが、難聴のある方をはじめ、全ての住民が安心して生活できることは重要であると考えております。近年、難聴高齢者の問題が注目されており、昨年末に厚生労働省の補助事業である難聴高齢者の早期発見・早期介入等の取り組みに対する研修会が開催されるなど、社会的な課題として取り上げられる機会が増えてきております。本町としましては、まず、難聴や聞こえに関する正しい知識を広め、聞こえづらいつと感じた時には早めに医師や専門職に相談することが重要ですので、まずは高齢者の皆さんには自分の聞こえの程度がどれ程なのか気づいて、それに対処できるよう啓発に努めて参ります。介護保険制度の保険者努力支援交付金、厚生労働省が定める評価指標に基づく取り組みを行っている保険者に対して交付されるものでございまして、直接単に補聴器の支援に交付されるものではないと認識してございます。先ほども申し上げましたが、高齢者の皆さんが聴力の変化を早期に発見するためセルフチェックを実施し、医療機関受診のアドバイスを行うことを早期に取り組んで参りたいと考えているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 町としては難聴からくる認知症のリスク増加、さらには社会的孤立、物凄くデメリットの多いものであると認識されていることは安堵いたしました。現状何か特段軽中度の難聴者に支援は行っていないということで、早急に啓発、セルフチェックをベースに啓発に努めるとありましたが、それ以上の支援についての検討も考えているというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、ご質問にもございましたけれども、保険者努力支援交付金、これらについては令和7年度から新たに難聴対策が加えられたと伺ってございます。そういうこともございまして、本町と致しましては令和8年度この保険努力者義務支援交付金の要件に新たに組み込んでいこうと考えてございまして、その中でチェックリスト、セルフチェックを行っていただいて専門の医療機関受診へのまずはアドバイスをしていきたいと考えてございます。管内でもここ数年で、この支援制度を町単事業で行っている例もございました。これやはり対象者からの要望等を受けている部分があるやに聞いてございますけれども、本町この間のまちづくり懇談会、あと高齢者の集まりの中で補聴器補助金の必要性といいますか、直接要望が今聞いていないといいますか、ないのが実態でございまして、補聴器装着によるリスク低減効果について医療や保険に携わる治験者からの

ご意見等もいただきながら、どのような支援がいいかどうか、8年度中に考えて参りたいなど考えています。というのは8年度、第10期の高齢者の保険制度計画合わせて介護保険事業計画の策定年となっております。これらと併せて早期発見の対応を進めていくべきかなと私も思っております。セルフチェック結果などを見極めてどういった支援内容がいいのか、担当課と検討して参りたいと思っております。1つは、交付金、先ほど答弁いたしました保険者努力支援事業の交付金につきましては、7年度から新たな評価項目に加わったわけですが、これは介護保険会計の方に手当される交付金となっております。補聴器を支援するとなるとこの介護保険、現在は障がい者認定の方に支援しておりますけれども、65歳以上の高齢者に老人福祉費一般会計でのそういった支援制度の対応になってくるのかなと思っておりますので、いずれにしましても8年度、健康診断等でセルフチェックを奨励し、その結果を見極めて対象者の声を拾い上げながらまずは早期発見対応、さらに今後の支援どの様なあり方での具体的な支援がよろしいのか担当と検討を進めて参りたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ある程度の必要性は感じながらも具体的な補助の要望が現状はないので、まだ動く段階ではない、積極的に補聴器補助に動く段階ではないというような認識でよろしいですか。検討はしているけれども、まずは要望には至っていないのでまだ動く、補聴器補助を明確に実施すると言えるような段階ではないというような認識でよろしいですかね。もちろん普及啓蒙に努めるということは早期に行うという話でしたけれども、まずはそこを認識いただければ。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） セルフチェックの結果を受けて医療機関への受診していただく中で、これはお医者さんも補聴器が必要だろうとそういったものが見えてくると思うのですよね。進めることによって。そういう中で、見極めながら支援の在り方を検討していきたいと思っております。要望がないからやらないというものではないと思うのですけれども、今までこういう要望がなかったということが事実ですけれども、今後このセルフチェックをやって実際お医者さんのアドバイス等によって必要だということが出てくるのを見極めながら合わせてその対応について、支援の在り方について検討していきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ざっくりした推計ですけど、美深町で軽度中度の難聴者の推計であたりとか、把握はされていないということだったので、2024年の厚生労

働省の広報資料によりますと、日本全国全体で約1,400万人の難聴者がいるということで、これ本当にざっくりした推計ですけれども、美深町内においても単純に1割、人口の1割難聴者がいるということなので、少なくとも300名程度は難聴者っていうのがいてもおかしくないのかなと思います。そしてご存知のとおり加齢に伴って難聴者の割合というのは増えていきますので、日本全国高齢化率でいうと多分3割ぐらいですよ。美深町においては42・3ということなので、この1割よりも上回ってくるのかなと思っております。少なくない数、難聴者がいるのは容易に想定できることではあると思うので、これから先、普及啓蒙に努めるとありましたけれども、補聴器購入の補助というものはかなり現実的に視野に入ってくると思っております。町長の答弁を聞いていると要は必要であれば補助していくという前向きな答弁だと理解しましたけれども、それで問題ないですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） その辺、現在掴んでいないので、結果を見極めてその支援制度を組み立てていきたいなと考えてございます。実はうちの親も補聴器、実際障がいではないですけれども利用してございますので、内容についてはわかっているつもりではございますけれども、いずれにしてもどのくらい必要としているのかというのがまだ見えない段階ですけれども、今ご質問にあったとおり、どのくらい、何十になるのかも掴めていない状況にございますけれども、すでに進めているまちでは十数人というような対象者が対象に支援しているということも言われておりますので、その辺も含めて前向きに支援できるように詰めていきたいとおもってございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そうですね。非常に良い返事をいただいたので、かなり嬉しいと思いますけれども。あと後押しではないですけれども、日本補聴器工業会の調査によりますと難聴者の補聴器所有率というのですかね。2025年度の報告で約16%という報告がございまして。これは諸外国と比べてかなり低い水準でして、アメリカ北欧諸国4割、5割所有者、所有率大きく日本を上回っておりまして、こちら辺は日本の補聴器補助に対する法的支援の在り方が、かなり影響しているのではないかなという指摘もございまして。今、他自治体でも十数件の利用があるというようなお話であったりとか、実際日本全国で見ても2025年度12月時点で500以上の自治体が何かしらの補聴器の補助を行っております。北海道内でも33、上川管内でいえば東川であったりとか上川町もそうですね。美瑛もそうです。東神楽もそうですかね。このような自治体が補聴器補助に乗り出していて、かなり一種の流行りともいえるのかなと思っています。ただその流行りに乗れというわけ

ではなく、単純に先ほど示したとおり潜在的に難聴者の数、かなり美深町内においても多いと思いますし、さらに難聴による影響というのは近年物凄く大きなデメリットがあると指摘されておりまして、そこら辺認識したうえで早急に支援を進めてほしいと思っております。前向きの答弁をもらったので、これ以上何か言わなくてもいいのかなと思っておりますが、例えばセルフチェックに留まらず美深町においても秋、冬、保健センターにおいて健康診断ございますよね。そこにおいて聴力チェックとかそういうものは行われていないと認識しておりますけれども、そこに聴力チェックを加えるというような考え方はできないのかなと。そのようにセルフ、町民に委ねるのではなく町独自にそこら辺も完備しておけばかなり聴力、補聴器というよりも認知症予防にもなりますし、それこそ先ほどの議員のフレイル予防にも繋がるのかなと思っておりますが、何かセルフチェック頼りではなく、町独自に簡易的なものでもいいですけれども、聴力チェックなどのようなものを行うような考えはできないのかなとお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） そういう健診の中で聞こえのセルフチェックを實際やることを可能かなと思っておりますので、また午前中のご質問ございましたけれども、フレイル進行にも影響があるということで、これらも含めて前向きに対応できるように進めて参りたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 前向きという話で非常に嬉しいと、再度重ねて申し上げますけれども、もっと後押ししたいので認知症に繋がる難聴の危険性なものを最後話せたら良いかなと思っておりますけれども、国際医学士のランセットという雑誌の委員会報告によりますと、認知症に繋がる修正可能な危険因子というものがあるようです。その年齢とか修正可能という対応ができないので、そちらは含まれていないのですけれども、大きく14の修正可能な危険因子に分かれているというお話です。その中で例えば、うつ病であったりとか、社会的孤立、高コレステロール、過剰飲酒などなど色々な危険因子があるのですけれども、その中で認知症に一番つながりやすい修正可能な最大の危険因子というものがありまして、それが難聴らしいのですよね。同様の調査が日本でも行われていまして、東海大学、デンマーク、国際共同グループの先ほどのランセット報告の追認調査みたいなものですけれども、やはり同様な結果がありまして、認知症における最大の修正可能因子は難聴であるというような報告がございます。近年本当に色々なことがわかった上で、難聴というのは早期に発見して対応できればいいのかなと、それが先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、フレイル予防だったりとか健康寿命の延伸、クオリティオブライフ

の向上に繋がるので、こころ辺を意識した上で早急に確実に補聴器補助、さらには聴力チェック、町民の難聴を見逃さない体制を築いていただければと思います。最後に何かあればお伺いたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今頂いたご意見は参考にさせていただければと思いますけれども、個人的にはこれほど加齢等によって難聴者が全国に広がっているというか、いるのであれば全国的な課題でないかなと思っていますので、何かそういった国の制度なり創出に向けた動きが必要なかなとも個人的には思っています。認知症の予防にも繋がる、さらに長期的には医療費の削減にも寄与する可能性もあります。このような観点からも補聴器の支援、制度自体は重要な制度なのかなと思っていますので、担当課と今後新年度にて詰めて参りたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ここ別に嘸みつく必要はないのかなと思いますけれども、このように全国的な課題になって国の制度の在り方もあってもいいのかなというようにお話でしたけれども、実際、国はそのような動きに出ていないですし、当てにならないので自治体独自に保障していこうというようにお話でした。町長から前向きな答弁はいただいたので特にこれ以上は何も申し上げませんので、前向きな答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下君の一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第4号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第4号 令和7年度美深町一般会計予算（第9号）を議題とします。これから議案第4号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） まず、歳入の方からお聞かせいただきたいと思います。11ページの山村留学環境整備事業寄附金なのですが、こちらの方、株式会社エア・ウォーター様の事業に採択されたといいますか、山村留学のホスターホームの改修に充てるという1千万円の寄附金なのですが、このホスターホーム改修の中身の方がどんなものをお考えしているのかお聞きしたいのと、もう1点が歳出の方になりますが、こちらは17ページの農業関係で、新規就農者等補助金、こちらが今回は今年度7年度は新規就農者がいらっしやらなかったということで金額補正なのですが、当初から産業常任委員会の所管でしたり、また他議員の方からの質問でもありましたように、そもそも受け入れる農家がないとい

う状況でありましたけれども、この状況に何か今後進展はないのかどうかというところを少しお聞きしたいのと、あと農業後継者育成推進協議会負担金、こちらが20万の減額なのですが、この要因をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） まず1点目の山村のホスターホーム改修の中身なのですけれども、主に屋根、外壁等の補修工事がメインとなります。あと2階からの非常階段の補修ですとかそういうところ、外回りの部分がメインとなっております。以上です。

○議長（南 和博君） 加藤農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（加藤保昭君） 新規就農者等の補助金の関係でございますが、受入れ農家進展あったかどうかということですのですけれども、今1件、肉牛の農家さんが離農する予定ということで、今そちらの方で受入れができるかどうかということで、今話を進めている状況でございます。

○議長（南 和博君） 内山農務課長。

○農務課長（内山 徹君） 後継者育成推進協議会の関係なのですけれども、順番に話をさせていただきますと、まず前年度の繰越金が事業の未達というところで大きくありました。それを持ちまして今年度の事業につきましては執行できるということで計画をしました。ただ20万、今回落とすのに何故それを今まで持ち続けてきたかという、婚活事業を今年旭川市を中心に美深の農業者5名で実施させていただいたのですが、当初は20代、30代とそれから40代、50代ある程度年齢を分けて実施したいと考えておりました。その実施の内容によっては今年度予算では不足する可能性もちょっとあったものですから、そうなった場合には更正予算を検討させていただきたいということを考えていまして、それで20万円を予算の中に残させていただいていたのですが、ただ実施して募集してみたら20代、30代が3人と、それで40代が2人の参加だったものですから、ちょっと年齢も近い範囲だったものですので、今年度に限っては1回で実施できると判断しまして、それで実際20万が必要なくなったというところで、今回補正予算で落とさせて頂こうということで提案させていただきました。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） まずはホスターホームの関係はわかりました。こういった事業で寄附金にかかるということで本当に助かるかなと思っております。あと農業の新規就農者の新しく受け入れる就農先があるということでそちらの方も少し安心するところなのですけれども、そのあとの婚活事業の部分ですね。こちらの方も農家の独身の青年ですとかそういう方々のパートナー対策として、もう少し力を入れたいいけないということも議会

の方からも申し上げているところなのですが、そういった面でいうとやはりその20万繰越金が多いからと言って減額する必要というのがないのではないかなと思うのですよね。これからもしやるのであれば、そこからもっと色々な展開が可能になるのではないかと僕は思うのですけれども、そこをあえて今回やった事業がちょっと小さかったのも、そういう事情かどうか中身の方はあまりわかりませんが、そういう意味ではあまり繰越金というところに執着する必要が僕的にはないのかなと。それだったら思い切りやれるように組んだ方がよかったですのではないかなと思うのですが、新年度予算の関係もありますので、できれば若干お答えいただけますと有難いです。

○議長（南 和博君） 内山農務課長。

○農務課長（内山 徹君） 言われる部分でそうだなというところもあるのですが、とりあえずいってしまえば6年度からの繰越の部分なものですから、そこが先にわかっていたら7年度の予算の段階で検討することもできたのですが、それは繰り越してしまっていたというところで、議員がおっしゃるのはその繰り越した牌が大きくなっているのだからそれを使ったらよかったのではないかというところで、ちょっとその予算化はしていなかったのですが、先ほど申し上げたとおり年代は分けてやってみるということはちょっと今までやったことがないところで、ちょっと自分たちも手探り状態だったものですから、正式な予算化をする前にやってみて、それで上手くいくようだったら実施しようというところで、ちょっと意気込みとしては弱いかもしれないですが、これからも色々なことを試して、今回旭川でやったりもしましたし、色々な方法あと今提案いただいている中では1対1でお見合いですか。そんなのもやったらどうだろうというお話もいただいておりますので、おっしゃられたとおりちょっとこれからも色々な角度で展開していきたいと考えておりますので、ちょっとそれでご了承いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは私も若干減額されている部分について状況お聞きしたいと思います。まず15ページの民生費のところの一番上ですね。福祉施設冷房設備設置事業補助金ということで、これは各事業所といいますか、施設のエアコンといいますか、そういったものの補助だったと思うのですが、271万6千円ということで、結構ある程度事業所施設の状況を把握して予算組みしていただいたのだと思うのですが、少し大きい減額になったなと思いますので、その辺の事情がわかればと思いました。それからこのページの一番下、保健師等養成修学資金貸付金も456万円ということの減です。ご説明では修学が2人が1人。就業ですね。美深に勤務していただくという方が7人から1人になってしまったようにお聞きしたのですけれども、その辺どんな事情だったかというのをお聞

きしたいです。それから17ページの一番上、これも予防接種業務委託料321万円新型コロナウイルス関係だとは思いますが、まだ1月ある中で少し余裕を見ながら減額しているのかどうか、下の予防接種補助金というのも同様かと思うのですが、その辺の状況ですね。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） まず、福祉施設冷房設備設置事業補助金の関係でございますが、こちら該当となる施設に対しまして所要額調査をしながら、直近の町有施設の冷房設置の実績等を勘案しながら予算計上をしております。16施設の1,372万5千円の予算計上ございました。実績に関しましては16施設、決算額が1,100万9千円となりまして、271万6千円の減額となっているところでございます。こちらにつきましては、希望する施設全てに設置ができたような状況となっております。続きまして、保健師等養成修学資金等貸付金の関係でございます。こちらにつきましては、予算上では修学資金貸付金が2人、就業一時金の貸付金が7人ということで予算を計上したわけですが、実績としましては修学資金の方が1人となっております。就業一時金につきましては、今のところの実績はゼロなのですが、若干の余裕を見て、ひとり分余裕を見て減額をしているところでございます。令和6年度の実績を見ながら令和7年度の予算編成したわけですが、6年度につきましては修学資金が2人、就業一時金が5人という結果だったのもですから、その結果を参考に令和7年度の予算を編成したわけですが、実績としては今ほど申し上げたとおりの実績となっているところでございます。それと予防接種業務委託料につきましては、特にコロナの予防接種の補助金と带状疱疹ワクチンの予防接種の補助金の部分が大きく減額となっておりますので、減額補正等したところですが、補正予算の計上2月中旬ということもございまして、一定程度の予測、余裕を見ながら減額補正をしているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 少しだけお聞きしますけれども福祉施設の冷房設備については、予定した施設は全て終わっているのだということでは何と言いますか、実際で見積もりで落ちたとかそういう雰囲気なのかなと思って聞いておりましたのでいいです。それから15ページの保健師等養成修学資金なのですが、これも令和7年度の実績を参考にされた、6年度ですか。ということなので、これについては当初7人が1人ということだったので、ある程度7人ぐらいどこかの事業所に入る予定だったのが来なくて困っている状況があるのかないのかということではないということかどうか確認したいと思います。あくまで令和6の実績からは少なかったということなのか、どこかで充てにしていたのが確保

できなかったということではないのかどうか確認したいというのが1つと、あとは予防接種についてはコロナ・帯状疱疹が少なくなったと思うのですけれども、その辺の周知と申しますか、その辺の徹底というのですかね。その辺がどうだったか簡単でも結構ですのでお願いします。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 保健師等養成修学資金の部分でございますが、予算編成時には事業の方には確認をとりながら何人ほど希望しているかという部分は確認をとって予算は計上しているところでございます。結果としてはその資格を持った方が正職員として採用されなかった部分もあろうかと思ひますし、資格がなくても採用はされている部分もあるかなと思ひます。ちょっとそこまで追跡はしてございませんでしたが、募集の関係でホームページやらチラシやらを見ると募集している部分、事業所によっては職員を募集している部分ありますので、足りない状況は一定程度あるのかなと思ひているところでございます。予防接種の部分につきましては、回覧ですとか情報端末機の方で周知をしている状況でございます。

○2番（望月清貴君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第4号について採決します。議案第4号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第9号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第4号は可決されました。

◎日程第4 議案第5号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第5号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。これから議案第5号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） これについてもお聞きしたいと思います。7ページの2段目といひますか、居宅もそうですけれども施設サービス給付費負担金というのが1,346万といひことで増額といひことでございひます。説明の中では介護老人保健施設ですな。これは

町外にはない老健施設ということになると思いますが、延べ58件という58人なのかですか、それで見ても4、5人は増えているのか月にしてですね。それとその下の介護予防サービス給付費というのもご説明では特施設入所者介護ということで、町外の老人ホームのようなところに入ってそこで介護も受けるというのが、延べ10件くらい増えたのかなとことでお聞きしていたのですけれども、ちょっと聞きたかったのは、こういった町外の町内にはない施設ですね。町外の施設にどのくらい今の現状で入所されているのかだけお聞きしたいなと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 町外の施設に入所している状況でございますが、まず介護老人保健施設の部分につきましては、直近の人数、実人数で48人おりました、そのうち町外の施設に入所しているのは7人でございます。それと特定施設入居者生活介護につきましては、こちらについては全部で7件ございまして、そのうち町外の施設、介護の部分で5人、それと予防の部分で2人ということで全てが町外の施設でございます。それと老人保健施設につきましても直近の人数で13人おりますけれども、こちら町内に施設がございませんので、全てが町外の施設ということになってございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみませんちょっとだけ。施設の方で老人施設全体の人数が色々な施設があるけれども、町外の施設に48人、その内7人が老健ということでしたでしょうか。もう一度すみません。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 先ほどの48人につきましては、介護老人福祉施設でございますので、いわゆる特養の部分でございます。特養の部分については48人中7人が町外の施設というところでございます。

○議長（南 和博君） 老健はわかった。

○2番（望月清貴君） 老健が13人。わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第5号について採決します。議案第5号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第5号は可決されました。

◎日程第5 議案第6号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第6号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。これから議案第6号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第6号について採決します。議案第6号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第6号は可決されました。

◎日程第6 議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。これから議案第7号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第7号について採決します。議案第7号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第7号は可決されました。

◎休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第7 休会日の決定の件を議題とします。明日13日か

ら17日までを議案調査並びに予算特別委員会による新年度予算の審査のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、明日13日から17日は休会することに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後1時50分

令和 8 年第 1 回定例会
美深町議会会議録
第 3 号（令和 8 年 3 月 1 8 日）

◎議事日程（第 3 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 2 1 号 委員会報告 令和 8 年度美深町一般会計予算
- 第 3 議案第 2 2 号 委員会報告 令和 8 年度美深町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 2 3 号 委員会報告 令和 8 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 5 議案第 2 4 号 委員会報告 令和 8 年度美深町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 2 5 号 委員会報告 令和 8 年度美深町簡易水道事業会計予算
- 第 7 議案第 2 6 号 委員会報告 令和 8 年度美深町下水道事業会計予算
- 第 8 議案第 8 号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 第 9 議案第 9 号 委員会報告 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 0 議案第 1 0 号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 1 号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 2 号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 1 3 号 美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 1 4 号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 1 5 号 美深町牧野設置条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 1 6 号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 1 7 号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 1 8 号 美深町給水施設指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 2 7 号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第22 報告第3号 委員会報告 令和7年度議会広報特別委員会報告

第23 発議第1号 特別委員会の設置について

第24 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

1番 木下 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
5番 欠 員	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英 治 君	8番 藤原 芳 幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草野 孝 治 君	副 町 長 川 端 秀 司 君
総務課長 中江 勝 規 君	企画商工観光課長 小野 勇 二 君
住民生活課長 桜木 健 一 君	保健福祉課長 小林 一 仙 君
農務課長 内山 徹 君	建設水道課長 中林 秀 文 君
会計管理者 中村 稔 君	保健福祉グループ上席主幹 和田 政 則 君
総務グループ主幹 青木 吉 信 君	企画グループ主幹 渡辺 善 美 君
経済産業グループ主幹 前田 直 久 君	生活環境グループ主幹 川 端 健 君
税務グループ主幹 中野 浩 史 君	農業グループ主幹 加藤 保 昭 君
建設林務グループ主幹 田畑 尚 寛 君	水道住宅グループ主幹 町屋 英 雄 君

◎教育委員会

教 育 長 杉 本 力 君	教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元岡 友 之 君	教育グループ主幹 前田 貴 也 君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤 本 博 君 事務局 長 内 山 徹 君

◎監査委員事務局

代表監査委員 渡 邊 幸 一 君 事務局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事務局 長 竹 田 哲 君 事務局 副主幹 服 部 満 君

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。予算特別委員会が3月16日と17日に開かれ、付託事件の審査を終了し、議長宛てに望月委員長から委員会報告書が提出されており、本日の会議に付議しております。次に、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から3月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものは、条例改正1件、工事請負契約の締結1件、人事案件1件の合計3件、議会側提出のものは委員会報告1件、発議1件、承認1件の合計3件です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第21号 委員会報告 令和8年度美深町一般会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第21号 令和8年度美深町一般会計予算乃至日程第7 議案第26号 令和8年度美深町下水道事業会計予算を議題とします。令和8年度の各会計予算6件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託していましたが、審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告いただきます。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは令和8年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は3月4日に付託されました議案第21号乃至議案第26号 令和8年度美深町一般会計予算、3特別会計予算並びに簡易水道事業、下水道事業会計予算について16日及び17日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略いたします。審査の結果につきましてはご報告申し上げます。議案第21号 令和8年度美深町一般会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第22号 令和8年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきもの

と決定しました。次、議案第 2 3 号 令和 8 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第 2 4 号

令和 8 年度美深町介護保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決す
べきものと決定しました。次、議案第 2 5 号 令和 8 年度美深町簡易水道事業会計予算につ
きましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第 2 6 号 令
和 8 年度美深町下水道事業会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきもの
と決定しました。令和 8 年度の各会計の予算審査にあたり各委員から指摘のあった事項に
つきましては、改善や検討に努められ今後の予算執行にあたり十分留意していただくこと
を理事者側に申し上げ予算特別委員会の審査報告とします。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は議案第 2 1 号 令和 8 年度美深町一般会
計予算乃至議案第 2 6 号 令和 8 年度美深町下水道事業会計予算は原案可決すべきもの
という報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑
討論を省略し採決を行います。この採決は起立をもって行います。はじめに議案第 2 1 号

令和 8 年度美深町一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願
います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されま
した。

◎日程第 3 議案第 2 2 号 委員会報告 令和 8 年度美深町国民健康保険特別会
計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第 2 2 号 令和 8 年度美深町国民健康保険特別会計予算
について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第 2 2 号は原案のとおり可決されまし
た。

◎日程第 4 議案第 2 3 号 委員会報告 令和 8 年度美深町後期高齢者医療保険
特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第 2 3 号 令和 8 年度美深町後期高齢者医療保険特別会
計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 2 4 号 委員会報告 令和 8 年度美深町介護保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第 2 4 号 令和 8 年度美深町介護保険特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 2 5 号 委員会報告 令和 8 年度美深町簡易水道事業会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第 2 5 号 令和 8 年度美深町簡易水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 2 6 号 委員会報告 令和 8 年度下水道事業会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第 2 6 号 令和 8 年度美深町下水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第 2 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 8 号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について

○議長（南 和博君） 次、日程第 8 議案第 8 号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 8 号について採決し

ます。議案第 8 号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第 8 号は可決されました。

◎日程第 9 議案第 9 号 委員会報告 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(南 和博君) 次、日程第 9 議案第 9 号 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本件については総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

7 番 小口君。

○7 番(小口英治君) それでは総務住民常任委員会審査報告をいたします。本委員会は令和 8 年第 1 回定例会において付託されました条例の制定について審査を終了いたしましたので会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。議案第 9 号 件名 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。審査結果は全員賛成により原案可決すべきものとなりましたのでご報告いたします。

○議長(南 和博君) これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから議案第 9 号に関し討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 9 号 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第 9 号 美深町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 1 0 号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第 1 0 議案第 1 0 号 美深町会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第10号について採決します。議案第10号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第10号は可決されました。

◎日程第11 議案第11号 美深町過疎地域の継続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第11 議案第11号 美深町過疎地域の継続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第11号について採決します。議案第11号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第11号は可決されました。

◎日程第12 議案第12号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第12 議案第12号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第12号について採決します。議案第12号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第12号は可決されました。

◎日程第13 議案第13号 美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第13 議案第13号 美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第13号について採決します。議案第13号 美深町幼児センター設置及び管理条例及び美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第13号は可決されました。

◎日程第14 議案第14号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第14 議案第14号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第14号について採決します。議案第14号 美深町林野火入れに関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第14号は可決されました。

◎日程第15 議案第15号 美深町牧野設置条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第15 議案第15号 美深町牧野設置条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第15号について採決します。議案第15号 美深町牧野設置条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第15号は可決されました。

◎日程第16 議案第16号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第16 議案第16号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第16号について採決します。議案第16号 美深町給水条例及び美深町公共下水道条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第16号は可決されました。

◎日程第17 議案第17号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について

○議長(南 和博君) 次、日程第17 議案第17号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第17号について採決します。議案第17号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第17号は可決されました。

◎日程第18 議案第18号 美深町給水施設指定管理者の指定について

○議長(南 和博君) 次、日程第18 議案第18号 美深町給水施設指定管理者の指定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第18号について採決します。議案第18号 美深町給水施設指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って議案第18号は可決しました。

◎日程第19 議案第27号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第19 議案第27号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第27号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本案は教育委員会職員が公務中、屋根の雪下ろし作業従事中に誤って転落し、尊い命を失うという痛ましい事故が発生したことを受け、町長、副町長及び教育長の給与を減額するため条例を改正しようとするものであります。亡くなられた職員に対し改めて深い哀悼の意を表するとともにご遺族の皆様に対しまして心からお悔やみを申し上げます。この事故につきましては、関係機関による状況確認の結果、施設管理上及び安全管理上に重大な過失は認められず作業中における誘発的な事故であったと判断されております。しかしながら、公務執行中に職員が命を落とすという重大な事実が生じたことについて、任命権者としての管理監督責任及び組織の長としての道義的責任を重く受け止めております。この為、再発防止に向けた安全対策の一層の徹底を図るとともに職員の安全確保体制に万全を期すべき立場としての責任を明確にする観点から町長、副町長及び教育長の給与について減額措置を講ずることとし、本条例案を提案するものがございます。減額率は町長10%、副町長5%、教育長10%、減額期間はそれぞれ1カ月として提案させていただきます。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。議案第27号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきましては、次のページの資料で説明させていただきます。条例の改正趣旨につきましては、只今の提案説明のとおりでございます。改正の概要と減給の内容について説明させていただきます。まずは町長につきましては、10%の減給期間が1カ月期間で、令和8年の4月1日から30日まででございます。副町長については5%の減給、教育長につきましては10%の減給ということで期間については町長と同じでございます。具体的な規定につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございますが、条例第3条に本来のというか給料月額が規定されておまして、これはそのまま置いておきますが本則の附則第12項、これを新設しまして減給後の給料月額を規定いたします。ここちょっと読み上げます。附則第12項 令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間に限り町長等の給料月額については第3条の規定に関わらず次のとおりとする。第1号 町長65万7千円。第2号 副町長57万円。第3号 教育長50万4千円という額になってございます。表の下の改正附則をご覧ください。施行期日です。公布の日からとしてございます。以上で議案第

27号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第27号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第27号について採決します。議案第27号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第27号は可決されました。

◎日程第20 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第20 議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第28号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。今回の工事請負契約の締結につきましては、美深町民体育館冷房設備設置工事にかかるものでございまして、工事請負業者を決定するため3月13日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところでございます。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案集の3ページをご覧ください。議案第28号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的につきましては美深町民体育館冷房設備設置工事。契約の方法は指名競争入札による契約です。契約金額は1億5,510万円。契約の相手方は旭川市永山北3条6丁目6番17号の株式会社木本動力工業所代表取締役 本田道明さんでございます。契約の締結にあたりましては先週3月の13日ですが3社による指名競争入札を行っ

ております。予定価格を申し上げますが、税抜きで1億4,545万円。これに対しまして落札価格が1億4,100万円となりました。この価格に消費税相当額を加えた額1億5,510万円で契約しようとするものでございます。参考までに落札率は96.9%でございました。工事概要について説明しますので、次のページの資料をご覧いただきたいと思っております。表の中の上からいきますが、工事場所は美深町字西1条北1丁目4番地の町民体育館でございます。工期は契約の日から令和9年2月26日までとしています。表の下の図面で設置場所を説明させていただきます。1階の平面図なのですが、下が北側方向でございまして左手が玄関になってございます。冷房設備を設置する場所につきましては点線で囲んだエリアでございます。電気系統ごとにAの1からAの5までの5つのエリアに分けて表示しております。まずは玄関を入りましてAの1系統では玄関ホール、談話室、トレーニングルームにそれぞれ1台ずつ室内機を設置いたします。隣のA2の系統のエリアではランニングルーム、多目的室、キッズルーム、事務室がございまして、それぞれの部屋ごとに室内機を設置いたします。その右側がアリーナでございまして全部で12台の室内機を設置致します。次にその下の2階の平面図をご覧ください。こちらの図面が、右側が北方向になっておりまして、1階平面図の方向と90度回っておりますのでご注意ください。この2階のAの3系統、Aの4系統は小体育室でございまして南側北側あわせて4台の室内機を設置致します。この工事では今説明しました冷房設備の他、充電設備、それからその改修、それから電気配線の工事など関連する工事を行います。以上で議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第28号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。
10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 参考までお聞きします。冷房機自体の配置図は分かるのですが、大きさ的なものはどのような機種なのでしょうか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 大きさとか能力的なものを資料でいただいております。冷房でいきますと下が19度で、暖房機能いきますと28度ですね。それぞれの部屋に細かい寸法とかそういうことでしょうかね。標準的な寸法でいきますと1,338ミリ×1,050×330、このような大きさのものがそれぞれついていくというような形になるかと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 2点ほど伺います。今回の指名競争入札による指名業者は何社でおこなったものなのかお伺いしたいと思います。もう1点ですね。室外機が16台外につ

くこととなりますけれども、ここに関しては当然この地域ですから雪のことも想定されてきている、大丈夫なようにということも含めて設置場所だとかやっていると思うのですけれども、もし雪等による干渉を防ぐために例えば屋根がいたるか、カバーがいたるかあった場合も考えられると思うのですけれども、そういうことも含めた中でこのところにある電気工事、配線工事の他にそういったカバーも含めた必要であればそういった工事になっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） 指名競争入札の業者なのですが、先ほど副町長の説明にもあったとおり3社で行っております。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 室外機の関係であります、当然これは雪、落ちてくる雪、さらに下から積る雪、その両方を勘案して室外機の故障等がないような箇所にはまず設置することが第一前提、さらに降雪による危険がある場合は、そういった箇所は選定せずにつけていくことが基本になると思うのですが、カバー工法ですとかそういったものが必要な場合にはもちろんその工費も含んだ契約となっております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） そういうものも含んでいるということは多分そういう場所が必要な場所が何点かあるのかなと思ったのですけれども、ちょっとこれを見て心配だったのが屋根がどのような形で完成するかわからないのですけれども、一応今と同じ形で終わるのかなと思うのですけれども、屋根が新しくなったことによって今まで雪がどのように落ちていたかちょっとわからないのですが、相当の高さから今度落ちる途中に今度室外機が付く形に多分アリーナの周りに関してはなるのかなと思うのですけれどもそこに関してはそういうような想定で当然大丈夫な設計にはなっていると思うのですけれども、そういうことも心配ないような造りになったということによろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 体育館の屋根に関しましては形が変わるということはありません。基本形状は今の体育館の勾配と同じ角度で波型の鉄板をその上から貼っていくような工法になっております。ただ懸念されますのがアスベスト、今断熱材とおっておりますして新しく断熱をするわけですが、そういった時に今年状況を見ていただくと氷柱が結構ひどかったというようなこともありました。あれは熱がそのまま鉄板に伝わって水になっているというような報告を受けております。そういったことで新しい断熱、新しい屋根になった時の雪の落ち具合、実は町民体育館は屋根の雪は古い鉄板だったのですけ

れども、比較的落ちていた屋根でした。角度です。熱が逃げていたということもあったかもしれません。我々そういう状況を見ているし、あとは建築サイドの方の今改修工事をやっている業者さんもそこは今回新たな冷房設備を付けていただく業者さん、木本さんと連携をとっていただきながら適切な箇所、こちらプロ的な視点とあとは最終的にここに付きますよというおおよその目安と技術的なものも含めまして我々もここだったら大丈夫かなというところは慎重に判断して、もちろんその故障とか雪害被害ということはないようにきちんと対応していきたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第28号について採決します。議案第28号 工事請負契約の締結について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第28号は可決されました。

◎日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（南 和博君） 次、日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。現在人権擁護委員としてご活躍いただいております宇野育子委員の任期が本年9月30日をもって満了となることから、今般旭川地方法務局長から後任の候補者の推薦依頼がありました。宇野委員は現在76歳であり、再任候補者の上限年齢75歳を超えていることから、後認候補者として藤原裕子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を賜るものでございます。藤原氏は昭和33年の6月11日生まれの現在67歳で、昭和54年3月に釧路保育専門学校を卒業後美深町職員として美深保育所、美深町幼児センターに勤務し、平成26年から平成31年までは美深町幼児センター長を務め、退職後は美深町学校運営協議会委員や民生委員・児童委員を務めるなど人格、識見が高く広く社会の実情に精通され、社会的信望も厚く人権擁護委員として適任であると考えております。よろしくお願ひ申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから諮問第1号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。お諮りします。町長が藤原裕子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり本議会の意見は適任と決定し答申することにしたと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って町長が藤原裕子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し、答申にすることに決定しました。

◎日程第22 報告第3号 委員会報告 令和7年度議会広報特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第22 報告第3号 令和7年度議会広報特別委員会報告でございますが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了報告済みと致します。

◎日程第23 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第23 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題とします。本件の提出者は和田議員、賛成者は名取、田中、望月、中瀬、木下の各議員です。この際提出者の和田議員から本件の提案説明をいただきます。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは発議第1号の提案説明をさせていただきます。提出者は私和田、賛成者は名取、田中、望月、中瀬、木下の各議員でございます。特別委員会の設置について上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。内容を説明いたします。特別委員会の設置について特別委員会の名称は令和8年度議会広報特別委員会です。設置の目的といたしましては、地方自治法第115条第1項議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並びの町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的とする。委員会の性格は地方自治法第190条及び委員会条例第5条に基づくものでございます。委員の定数としましては6名、調査期間を調査終了までといたします。その他に議会の閉会中も継続して調査できるものといたします。以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 令和8年度議会広報特別委員会は6人の委員構成で調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することができる特別委員会の設置をしようとする

ものであります。本件についてこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑、討論を省略し只今からお諮りします。本議会に提出者の説明のとおり特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って発議第1号 特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。本特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長から指名します。和田議員、名取議員、田中議員、望月議員、中瀬議員、木下議員を指名します。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って本特別委員会の委員は只今申しあげました6人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により議会広報特別委員会を招集します。正副委員長の互選をお願いいたします。只今から暫時休憩します。再開は概ね11時といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時58分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開します。議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ正副委員長の互選を行っております。議会広報特別委員会の委員長に望月議員、副委員長に中瀬議員が就任しておりますので、ご報告いたします。

◎日程第24 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(南 和博君) 次、日程第24 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出であります。本件申し出のとおり承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。

以上で、本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。これで令和8年第1回

美深町議会定例会を閉会します。大変お疲れ様でした。

閉会 午前 11 時 00 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 藤 原 芳 幸

署名議員 和 田 健